

第10部 手術

通則

- 1 手術の費用は、第1節若しくは第2節の各区分に掲げる所定点数のみにより、又は第1節に掲げる所定点数及び第2節の各区分に掲げる所定点数を合算した点数により算定する。この場合において、手術に伴って行った処置（区分番号J122からJ129-4までに掲げるものを除く。）及び診断穿刺・検体採取並びに手術に当たって通常使用される保険医療材料の費用は、第1節の各区分の所定点数に含まれるものとする。
- 2 手術に当たって、第3節に掲げる医療機器等、薬剤（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第3節、第4節若しくは第5節の各区分又は区分番号E400に掲げるフィルムの所定点数を合算した点数により算定する。
- 3 第1節に掲げられていない手術であって特殊なもの費用は、第1節に掲げられている手術のうちで最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。
- 4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K014-2、K022の1、K031（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K053（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K059の3のイ、K059の4、K133-2、K134-4、K136-2、K169（注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K180の3、K181、K181-2、K181-6の2のロ、K190、K190-2、K190-6、K190-7、K254の1、K259（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K260-2、K268の5、K268の6、K280-2、K281-2、K320-2、K328からK328-3まで、K340-7、K374-2、K394-2、K400の3、K443の3、K444の4、K445-2、K461-2、K462-2、K463-2、K464-2、K474-3の2、K475（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K476（1から7までについては、注1又は注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K476-4、K514の10、K514-4、K514-6、K520の4、K530-3、K546、K548、K549、K554-2、K555-2、K555-3、K559-3、K562-2、K594の4のロ、K595（注2に規定する加算を算定する場合に限る。）、K595-2、K597からK600まで、K602-2、K603からK604-2まで、K605-2、K605-4、K605-5、K615-2、K616-6、K617-5、K627-2の1及び2、K627-3、K627-4、K636-2、K642-3、K643-2、K647-3、K654-4、K656-2、K665の2、K668-2、K677の1、K678、K684-2、K695-2、K697-5、K697-7、K699-2、K700-3、K702-2、K703-2、K709-3、K709-5、K709-6、K716-4、K716-6、K721-4、K730の3、K731の3、K754-3、K768、K769-3、K772-3、K773-3からK773-5まで、K777の1、K780、K780-2、K785-2、K792の1、K800-3、K802-4、K803-2、K803-3、K808の1、K818（1において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K819（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K819-2（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K823-5、K825（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K830（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K841-4、K843-2からK843-4まで、K851（1において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K858の1、K859（2、4及び5において別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K865-2、K877（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K877-2（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）、K879-2、K888（別に厚生労働大臣が定める患者に対して行う場合に限る。）並びにK910-2からK910-5までに掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。ただし、区分番号K

- 546、K549、K597-3、K597-4、K615-2及びK636-2に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす場合に限り、地方厚生局長等に届け出ることを要しない。
- 5 区分番号K011、K020、K053、K076、K076-2、K079、K079-2、K080-2、K082、K106、K107、K109、K136、K151-2、K154、K154-2、K160、K167、K169からK171まで、K174からK178-2まで、K181、K190、K190-2、K204、K229、K230、K234からK236まで、K244、K259、K266、K277-2、K280、K281、K319、K322、K327、K343、K376、K395、K415、K425、K427-2、K434、K442、K443、K458、K462、K484、K496、K496-3、K497からK498まで、K511、K514、K518、K519、K525、K526の2、K527、K529、K529-3、K531、K537、K546、K547、K549、K552、K552-2、K594-2、K595、K597、K597-2、K645、K677、K677-2、K695（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K695-2、K702、K703、K703-2、K710-2、K719-6、K732-2、K756（1歳未満の乳児に対して行われるものを除く。）、K764、K765、K779、K780、K780-2、K801、K803（6を除く。）、K818からK820まで、K843、K850、K857、K859（1を除く。）、K863-3、K889及びK890-2に掲げる手術、体外循環を要する手術並びに胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術（通則第4号に掲げる手術を除く。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 6 区分番号K528、K528-3、K535、K570-4、K583、K586の3、K587、K684、K684-2、K695、K751の3及び4、K751-2、K756並びにK773に掲げる手術（1歳未満の乳児に対して行われるものに限る。）については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行われる場合に限り算定する。
- 7 区分番号K002、K138、K142の6、K145、K147、K149、K149-2、K150、K151-2、K154、K154-2、K155、K163からK164-2まで、K166、K169、K172からK174まで、K178、K180、K191、K192、K239、K241、K243、K245、K259、K261、K268、K269、K275からK281まで、K282、K346、K386、K393の1、K397、K398の2、K399、K403、K425からK426-2まで、K501からK501-3まで、K511の3、K513、K519、K522、K528、K528-3、K534-3、K535、K554からK558まで、K562からK587まで、K589からK591まで、K601、K603-2、K610の1、K616-3、K625、K633の4及び5、K634、K635-3、K636、K636-3、K636-4、K639、K644、K647、K664、K666、K666-2、K667-2、K674、K674-2、K681、K684、K684-2、K697-5、K714、K714-2、K716の2、K716-2、K717、K725からK726-2まで、K729からK729-3まで、K734からK735まで、K735-3、K745、K751の1及び2、K751-2、K756、K756-2、K773、K773-5、K775、K804、K805からK805-3まで、K812-2、K838並びにK913に掲げる手術を手術時体重が1,500グラム未満の児又は新生児（手術時体重が1,500グラム未満の児を除く。）に対して実施する場合には、それぞれ当該手術の所定点数の100分の400又は100分の300に相当する点数を加算する。
- 8 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の幼児に対して手術（区分番号K618に掲げる中心静脈注射用植込型カテーテル設置を除く。）を行った場合は、乳幼児加算又は幼児加算として、当該手術の所定点数に所定点数の100分の100又は100分の50に相当する点数を加算する。ただし、前号に規定する加算を算定する場合は算定しない。

- 9 区分番号K 2 9 3、K 2 9 4、K 3 1 4、K 3 4 3、K 3 7 4、K 3 7 4-2、K 3 7 6、K 3 9 4、K 3 9 4-2、K 4 1 0、K 4 1 2、K 4 1 5、K 4 2 2、K 4 2 4、K 4 2 5、K 4 3 9、K 4 4 2の2及び3、K 4 5 5、K 4 5 8、K 4 6 3の1及び3並びにK 4 6 3-2に掲げる手術については、区分番号K 4 6 9に掲げる頸部郭清術を併せて行った場合は、所定点数に片側の場合は4,000点を、両側の場合は6,000点を加算する。
- 10 HIV抗体陽性の患者に対して、観血的手術を行った場合は、4,000点を当該手術の所定点数に加算する。
- 11 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（MRSA）感染症患者（感染症法の規定に基づき都道府県知事に対して医師の届出が義務づけられるものに限る。）、B型肝炎感染患者（HBs又はHBe抗原陽性の者に限る。）若しくはC型肝炎感染患者又は結核患者に対して、区分番号L 0 0 8に掲げるマスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔、区分番号L 0 0 2に掲げる硬膜外麻酔又は区分番号L 0 0 4に掲げる脊椎麻酔を伴う手術を行った場合は、1,000点を所定点数に加算する。
- 12 緊急のために休日に手術を行った場合又はその開始時間が保険医療機関の表示する診療時間以外の時間若しくは深夜である手術（区分番号K 9 1 4に掲げる脳死臓器提供管理料及び区分番号K 9 1 5に掲げる生体臓器提供管理料を除く。）を行った場合において、当該手術の費用は、次に掲げる点数を、それぞれ所定点数に加算した点数により算定する。
- イ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合
- (1) 休日加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
- (2) 時間外加算 1（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。） 所定点数の100分の80に相当する点数
- (3) 深夜加算 1 所定点数の100分の160に相当する点数
- (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合 所定点数の100分の80に相当する点数
- ロ イ以外の保険医療機関において行われる場合
- (1) 休日加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (2) 時間外加算 2（入院中の患者以外の患者に対して行われる場合に限る。） 所定点数の100分の40に相当する点数
- (3) 深夜加算 2 所定点数の100分の80に相当する点数
- (4) (1)から(3)までにかかわらず、区分番号A 0 0 0に掲げる初診料の注7のただし書に規定する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者に対して、その開始時間が同注のただし書に規定する時間である手術を行った場合 所定点数の100分の40に相当する点数
- 13 対称器官に係る手術の各区分の所定点数は、特に規定する場合を除き、片側の器官の手術料に係る点数とする。
- 14 同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。ただし、神経移植術、骨移植術、植皮術、動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術、遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、複合組織移植術、自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）、粘膜移植術若しくは筋膜移植術と他の手術とを同時に行った場合、大腿骨頭回転骨切り術若しくは大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術と骨盤骨切り術、臼蓋形成手術若しくは寛骨臼移動術とを同時に行った場合、喉頭気管分離術と血管結紮術で開胸若しくは開腹を伴うものと同様に行った場合又は先天性気管狭窄症手術と第10部第1節第8款に掲げる手術を同時に行った場合は、それぞれの所定点数を合算して算定する。また、別に厚生労働大臣が定める場合は別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
- 15 手術を開始した後、患者の病状の急変等やむを得ない事情によりその手術を途中で中絶しなければならぬ場合においては、当該中絶までに行った実態に最も近似する手術の各区分の所定点数により算定する。

- 16 区分番号K 6 6 4に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において行われる場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- 17 歯科医師による周術期口腔機能管理の実施後1月以内に、別に厚生労働大臣が定める手術を実施した場合は、周術期口腔機能管理後手術加算として、200点を所定点数に加算する。
- 18 区分番号K 5 0 2-5、K 5 0 4-2、K 5 1 3-2、K 5 1 4-2の2、K 5 1 4-2の3、K 5 2 9-2、K 5 2 9-3、K 5 5 4-2、K 6 5 5-2、K 6 5 5-5、K 6 5 7-2、K 7 0 2-2、K 7 0 3-2、K 7 4 0-2、K 7 7 8-2、K 8 0 3-2、K 8 6 5-2、K 8 7 7-2及びK 8 7 9-2（子宮体がんに限る。）に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる。
- 19 区分番号K 4 7 5及びK 8 8 8に掲げる手術については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者に対して行った場合においても算定できる。

第1節 手術料

第1款 皮膚・皮下組織

区分

(皮膚、皮下組織)

K 0 0 0 創傷処理

- | | | |
|----|--|--------|
| 1 | 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル未満） | 1,250点 |
| 2 | 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） | 1,680点 |
| 3 | 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上） | |
| | イ 頭頸部のもの（長径20センチメートル以上のものに限る。） | 8,600点 |
| | ロ その他のもの | 2,400点 |
| 4 | 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル未満） | 470点 |
| 5 | 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） | 850点 |
| 6 | 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上） | 1,320点 |
| 注1 | 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算定する。 | |
| | 2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。 | |
| | 3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。 | |

K 0 0 0-2 小児創傷処理（6歳未満）

- | | | |
|----|--|--------|
| 1 | 筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル未満） | 1,250点 |
| 2 | 筋肉、臓器に達するもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満） | 1,400点 |
| 3 | 筋肉、臓器に達するもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） | 2,220点 |
| 4 | 筋肉、臓器に達するもの（長径10センチメートル以上） | 3,430点 |
| 5 | 筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル未満） | 450点 |
| 6 | 筋肉、臓器に達しないもの（長径2.5センチメートル以上5センチメートル未満） | 500点 |
| 7 | 筋肉、臓器に達しないもの（長径5センチメートル以上10センチメートル未満） | 950点 |
| 8 | 筋肉、臓器に達しないもの（長径10センチメートル以上） | 1,740点 |
| 注1 | 切、刺、割創又は挫創の手術について切除、結紮又は縫合を行う場合に限り算 | |

定する。

2 真皮縫合を伴う縫合閉鎖を行った場合は、露出部の創傷に限り460点を所定点数に加算する。

3 汚染された挫創に対してデブリードマンを行った場合は、当初の1回に限り100点を加算する。

K001 皮膚切開術

- 1 長径10センチメートル未満 570点
- 2 長径10センチメートル以上20センチメートル未満 990点
- 3 長径20センチメートル以上 1,770点

K002 デブリードマン

- 1 100平方センチメートル未満 1,260点
- 2 100平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満 4,300点
- 3 3,000平方センチメートル以上 10,030点

注1 熱傷により全身の20パーセント以上に植皮を行う場合又はA群溶連菌感染症に伴う壊死性筋膜炎の場合においては、5回に限り算定する。

2 注1の場合を除き、当初の1回に限り算定する。

3 骨、腱又は筋肉の露出を伴う損傷については、当初の1回に限り、深部デブリードマン加算として、1,000点を所定点数に加算する。

4 水圧式デブリードマンを実施した場合は、一連の治療につき1回に限り、水圧式デブリードマン加算として、2,500点を所定点数に加算する。

K003 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部）

- 1 長径3センチメートル未満 3,480点
- 2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満 9,180点
- 3 長径6センチメートル以上 17,810点

K004 皮膚、皮下、粘膜下血管腫摘出術（露出部以外）

- 1 長径3センチメートル未満 2,110点
- 2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満 4,070点
- 3 長径6センチメートル以上 11,370点

K005 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部）

- 1 長径2センチメートル未満 1,660点
- 2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満 3,670点
- 3 長径4センチメートル以上 4,360点

K006 皮膚、皮下腫瘍摘出術（露出部以外）

- 1 長径3センチメートル未満 1,280点
- 2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満 3,230点
- 3 長径6センチメートル以上12センチメートル未満 4,160点
- 4 長径12センチメートル以上 8,320点

K006-2 鶏眼・胼胝切除術（露出部で縫合を伴うもの）

- 1 長径2センチメートル未満 1,660点
- 2 長径2センチメートル以上4センチメートル未満 3,670点
- 3 長径4センチメートル以上 4,360点

K006-3 鶏眼・胼胝切除術（露出部以外で縫合を伴うもの）

- 1 長径3センチメートル未満 1,280点
- 2 長径3センチメートル以上6センチメートル未満 3,230点
- 3 長径6センチメートル以上 4,160点

K006-4 皮膚腫瘍冷凍凝固摘出術（一連につき）

- 1 長径3センチメートル未満の良性皮膚腫瘍 1,280点
- 2 長径3センチメートル未満の悪性皮膚腫瘍 2,050点
- 3 長径3センチメートル以上6センチメートル未満の良性又は悪性皮膚腫瘍

		3,230点
	4 長径6センチメートル以上の良性又は悪性皮膚腫瘍	4,160点
K007	皮膚悪性腫瘍切除術	
	1 広汎切除	28,210点
	2 単純切除	11,000点
	注 放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検（悪性黒色腫等に係るものに限る。）を併せて行った場合には、センチネルリンパ節加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該手術に用いた色素の費用は、算定しない。	
K007-2	経皮的放射線治療用金属マーカー留置術	10,000点
K007-3	放射線治療用合成吸収性材料留置術	14,290点
K008	腋臭症手術	
	1 皮弁法	6,870点
	2 皮膚有毛部切除術	3,000点
	3 その他のもの (形成)	1,660点
K009	皮膚剥削術	
	1 25平方センチメートル未満	1,810点
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	4,370点
	3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,610点
	4 200平方センチメートル以上	13,640点
K010	癍痕拘縮形成手術	
	1 顔面	12,660点
	2 その他	8,060点
K011	顔面神経麻痺形成手術	
	1 静的なもの	19,110点
	2 動的なもの	64,350点
K012	削除	
K013	分層植皮術	
	1 25平方センチメートル未満	3,520点
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	6,270点
	3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	9,000点
	4 200平方センチメートル以上	25,820点
	注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K013-2	全層植皮術	
	1 25平方センチメートル未満	10,000点
	2 25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	12,500点
	3 100平方センチメートル以上200平方センチメートル未満	28,210点
	4 200平方センチメートル以上	40,290点
	注 広範囲皮膚欠損の患者に対して行う場合は、頭頸部、左上肢、左下肢、右上肢、右下肢、腹部（胸部を含む。）又は背部のそれぞれの部位ごとに所定点数を算定する。	
K014	皮膚移植術（生体・培養）	6,110点
	注1 生体皮膚又は培養皮膚移植を行った場合に算定する。	
	2 生体皮膚を移植した場合は、生体皮膚の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
K014-2	皮膚移植術（死体）	
	1 200平方センチメートル未満	8,000点

	2	200平方センチメートル以上500平方センチメートル未満	16,000点
	3	500平方センチメートル以上1,000平方センチメートル未満	32,000点
	4	1,000平方センチメートル以上3,000平方センチメートル未満	80,000点
	5	3,000平方センチメートル以上	96,000点
K015		皮弁作成術、移動術、切断術、遷延皮弁術	
	1	25平方センチメートル未満	4,510点
	2	25平方センチメートル以上100平方センチメートル未満	13,720点
	3	100平方センチメートル以上	22,310点
K016		動脈（皮）弁術、筋（皮）弁術	41,120点
K017		遊離皮弁術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	
	1	乳房再建術の場合	89,880点
	2	その他の場合	94,460点
K018		削除	
K019		複合組織移植術	19,420点
K020		自家遊離複合組織移植術（顕微鏡下血管柄付きのもの）	131,310点
K021		粘膜移植術	
	1	4平方センチメートル未満	6,510点
	2	4平方センチメートル以上	7,820点
K021-2		粘膜弁手術	
	1	4平方センチメートル未満	13,190点
	2	4平方センチメートル以上	13,460点
K022		組織拡張器による再建手術（一連につき）	
	1	乳房（再建手術）の場合	18,460点
	2	その他の場合	19,400点
K022-2		象皮病根治手術	
	1	大腿 <small>たい</small>	27,380点
	2	下腿 <small>たい</small>	23,400点
		第2款 筋骨格系・四肢・体幹	
区分			
		（筋膜、筋、腱、腱鞘 <small>けん けんしょう</small> ）	
K023		筋膜切離術、筋膜切開術	840点
K024		筋切離術	3,690点
K025		股関節内転筋切離術	6,370点
K026		股関節筋群解離術	12,140点
K026-2		股関節周囲筋腱解離術（変形性股関節症）	16,700点
		注 変形性股関節症の患者に対して行われた場合に限り算定する。	
K027		筋炎手術	
	1	腸腰筋、殿筋、大腿筋 <small>たい</small>	2,060点
	2	その他の筋	1,210点
K028		腱鞘切開術（関節鏡下によるものを含む。） <small>けんしょう</small>	2,050点
K029		筋肉内異物摘出術	3,440点
K030		四肢・躯幹軟部腫瘍摘出術	
	1	肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹 <small>たい たい く</small>	7,390点
	2	手、足	3,750点
K031		四肢・躯幹軟部悪性腫瘍手術	
	1	肩、上腕、前腕、大腿、下腿、躯幹 <small>たい たい く</small>	24,130点
	2	手、足	12,870点
		注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算する。	

K032	削除	
K033	筋膜移植術	
	1 指(手、足)	8,720点
	2 その他のもの	10,310点
K034	腱 ^{けん} 切離・切除術(関節鏡下によるものを含む。)	4,290点
K035	腱 ^{けん} 剥離術(関節鏡下によるものを含む。)	13,580点
K035-2	腱 ^{けん} 滑膜切除術	9,060点
K036	削除	
K037	腱縫合術	13,580点
	注 前腕から手根部の2指以上の腱 ^{けん} 縫合を実施した場合は、複数縫合加算として1指を追加するごとに所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は1側当たり3指を超えないものとする。	
K037-2	アキレス腱 ^{けん} 断裂手術	8,710点
K038	腱 ^{けん} 延長術	10,750点
K039	腱 ^{けん} 移植術(人工腱 ^{けん} 形成術を含む。)	
	1 指(手、足)	18,780点
	2 その他のもの	23,860点
K040	腱 ^{けん} 移行術	
	1 指(手、足)	15,570点
	2 その他のもの	18,080点
K040-2	指伸筋 ^{けん} 腱 ^{けん} 脱臼 ^ひ 観血的整復術	13,610点
K040-3	腓骨筋 ^{けん} 腱 ^{けん} 鞘 ^{けん} 形成術	18,080点
K041	削除	
	(四肢骨)	
K042	骨 ^{せん} 穿孔術	1,730点
K043	骨 ^{ぞう} 搔 ^は 爬術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿 ^{たい}	12,270点
	2 前腕、下腿 ^{たい}	8,040点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	3,590点
K043-2	削除	
K043-3	削除	
K044	骨折非観血的整復術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿 ^{たい}	1,600点
	2 前腕、下腿 ^{たい}	1,780点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	1,440点
K045	骨折経皮的鋼線刺入固定術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿 ^{たい}	7,060点
	2 前腕、下腿 ^{たい}	4,100点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	1,990点
K046	骨折観血的手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿 ^{たい}	18,810点
	2 前腕、下腿 ^{たい} 、手舟状骨	15,980点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手(舟状骨を除く。)、足、指(手、足)その他	11,370点
K046-2	観血的整復固定術(インプラント周囲骨折に対するもの)	
	1 肩甲骨、上腕、大腿 ^{たい}	23,420点
	2 前腕、下腿 ^{たい}	18,800点
	3 手、足、指(手、足)	13,120点
K046-3	一時的創外固定骨折治療術	34,000点
K047	難治性骨折電磁波電気治療法(一連につき)	12,500点

K047-2	難治性骨折超音波治療法（一連につき）	12,500点
K047-3	超音波骨折治療法（一連につき）	4,620点
	注 骨折観血的手術等が行われた後に本区分が行われた場合に限り算定する。	
K048	骨内異物（挿入物を含む。）除去術	
	1 頭蓋、顔面（複数切開を要するもの）	12,100点
	2 その他の頭蓋、顔面、肩甲骨、上腕、大腿	7,870点
	3 前腕、下腿	5,200点
	4 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	3,620点
K049	骨部分切除術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	5,900点
	2 前腕、下腿	4,410点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	3,280点
K050	腐骨摘出術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	15,570点
	2 前腕、下腿	12,510点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	4,100点
K051	骨全摘術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	27,890点
	2 前腕、下腿	15,570点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	5,160点
K051-2	中手骨又は中足骨摘除術（2本以上）	5,160点
	注 2本以上の骨に対して行われた場合に限り算定する。	
K052	骨腫瘍切除術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	17,410点
	2 前腕、下腿	9,370点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	4,340点
K052-2	削除	
K052-3	削除	
K053	骨悪性腫瘍手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	32,550点
	2 前腕、下腿	32,040点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足その他	22,010点
	注 自家処理骨を用いた再建を行った場合は、処理骨再建加算として、15,000点を所定点数に加算する。	
K054	骨切り術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	28,210点
	2 前腕、下腿	22,680点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	8,150点
	注 先天異常による上腕又は前腕の骨の変形を矯正することを目的とする骨切り術において、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点を所定点数に加算する。	
K055	削除	
K055-2	大腿骨頭回転骨切り術	44,070点
K055-3	大腿骨近位部（転子間を含む。）骨切り術	37,570点
K056	偽関節手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	30,310点
	2 前腕、下腿、手舟状骨	28,210点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手（舟状骨を除く。）、足、指（手、足）その他	15,570点
K056-2	難治性感染性偽関節手術（創外固定器によるもの）	48,820点

K057	変形治癒骨折矯正手術	
	1 肩甲骨、上腕、大腿	34,400点
	2 前腕、下腿	27,550点
	3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指（手、足）その他	15,770点
	注 上腕又は前腕について、患者適合型の変形矯正ガイドを用いて実施した場合は、患者適合型変形矯正ガイド加算として、9,000点を所定点数に加算する。	
K058	骨長調整手術	
	1 骨端軟骨発育抑制術	16,340点
	2 骨短縮術	15,200点
	3 骨延長術（指（手、足））	16,390点
	4 骨延長術（指（手、足）以外）	29,370点
K059	骨移植術（軟骨移植術を含む。）	
	1 自家骨移植	16,830点
	2 同種骨移植（生体）	28,660点
	3 同種骨移植（非生体）	
	イ 同種骨移植（特殊なもの）	39,720点
	ロ その他の場合	21,050点
	4 自家培養軟骨移植術	14,030点
	注 骨提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K059-2	関節鏡下自家骨軟骨移植術 （四肢関節、靭帯）	22,340点
K060	関節切開術	
	1 肩、股、膝	3,600点
	2 胸鎖、肘、手、足	1,280点
	3 肩鎖、指（手、足）	680点
K060-2	肩甲関節周囲沈着石灰摘出術	
	1 観血的に行うもの	8,640点
	2 関節鏡下で行うもの	12,720点
K060-3	化膿性又は結核性関節炎搔爬術	
	1 肩、股、膝	20,020点
	2 胸鎖、肘、手、足	13,130点
	3 肩鎖、指（手、足）	3,330点
K061	関節脱臼非観血的整復術	
	1 肩、股、膝	1,800点
	2 胸鎖、肘、手、足	1,560点
	3 肩鎖、指（手、足）、小児肘内障	960点
K062	先天性股関節脱臼非観血的整復術（両側）	
	1 リーメンビューゲル法	2,050点
	2 その他	2,950点
K063	関節脱臼観血的整復術	
	1 肩、股、膝	28,210点
	2 胸鎖、肘、手、足	18,810点
	3 肩鎖、指（手、足）	15,080点
K064	先天性股関節脱臼観血的整復術	23,240点
K065	関節内異物（挿入物を含む。）除去術	
	1 肩、股、膝	12,540点
	2 胸鎖、肘、手、足	4,600点
	3 肩鎖、指（手、足）	2,950点
K065-2	関節鏡下関節内異物（挿入物を含む。）除去術	

1	肩、股、膝	13,950点
2	胸鎖、肘、手、足	12,300点
3	肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066	関節滑膜切除術	
1	肩、股、膝	17,750点
2	胸鎖、肘、手、足	11,200点
3	肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066-2	関節鏡下関節滑膜切除術	
1	肩、股、膝	17,610点
2	胸鎖、肘、手、足	17,030点
3	肩鎖、指(手、足)	16,060点
K066-3	滑液膜摘出術	
1	肩、股、膝	17,750点
2	胸鎖、肘、手、足	11,200点
3	肩鎖、指(手、足)	7,930点
K066-4	関節鏡下滑液膜摘出術	
1	肩、股、膝	17,610点
2	胸鎖、肘、手、足	17,030点
3	肩鎖、指(手、足)	16,060点
K066-5	膝蓋骨滑液囊切除術	11,200点
K066-6	関節鏡下膝蓋骨滑液囊切除術	17,030点
K066-7	掌指関節滑膜切除術	7,930点
K066-8	関節鏡下掌指関節滑膜切除術	16,060点
K067	関節鼠摘出手術	
1	肩、股、膝	15,600点
2	胸鎖、肘、手、足	10,580点
3	肩鎖、指(手、足)	3,970点
K067-2	関節鏡下関節鼠摘出手術	
1	肩、股、膝	17,780点
2	胸鎖、肘、手、足	19,100点
3	肩鎖、指(手、足)	12,000点
K068	半月板切除術	9,200点
K068-2	関節鏡下半月板切除術	15,090点
K069	半月板縫合術	11,200点
K069-2	関節鏡下三角線維軟骨複合体切除・縫合術	16,730点
K069-3	関節鏡下半月板縫合術	18,810点
K070	ガングリオン摘出術	
1	手、足、指(手、足)	3,050点
2	その他(ヒグローム摘出術を含む。)	3,190点
K071	削除	
K072	関節切除術	
1	肩、股、膝	23,280点
2	胸鎖、肘、手、足	16,070点
3	肩鎖、指(手、足)	6,800点
K073	関節内骨折観血の手術	
1	肩、股、膝、肘	20,760点
2	胸鎖、手、足	17,070点
3	肩鎖、指(手、足)	11,990点
K073-2	関節鏡下関節内骨折観血の手術	

	1 肩、股、膝、肘	27,720点
	2 胸鎖、手、足	22,690点
	3 肩鎖、指（手、足）	14,360点
K 0 7 4	靱帯断裂縫合術	
	1 十字靱帯	17,070点
	2 膝側副靱帯	16,560点
	3 指（手、足）その他の靱帯	7,600点
K 0 7 4 - 2	関節鏡下靱帯断裂縫合術	
	1 十字靱帯	24,170点
	2 膝側副靱帯	16,510点
	3 指（手、足）その他の靱帯	15,720点
K 0 7 5	非観血的関節授動術	
	1 肩、股、膝	1,590点
	2 胸鎖、肘、手、足	1,260点
	3 肩鎖、指（手、足）	490点
K 0 7 6	観血的関節授動術	
	1 肩、股、膝	38,890点
	2 胸鎖、肘、手、足	28,210点
	3 肩鎖、指（手、足）	10,150点
K 0 7 6 - 2	関節鏡下関節授動術	
	1 肩、股、膝	46,660点
	2 胸鎖、肘、手、足	33,850点
	3 肩鎖、指（手、足）	10,150点
K 0 7 7	観血的関節制動術	
	1 肩、股、膝	27,380点
	2 胸鎖、肘、手、足	16,040点
	3 肩鎖、指（手、足）	5,550点
K 0 7 8	観血的関節固定術	
	1 肩、股、膝	21,640点
	2 胸鎖、肘、手、足	22,300点
	3 肩鎖、指（手、足）	8,640点
K 0 7 9	靱帯断裂形成手術	
	1 十字靱帯	28,210点
	2 膝側副靱帯	18,810点
	3 指（手、足）その他の靱帯	16,350点
K 0 7 9 - 2	関節鏡下靱帯断裂形成手術	
	1 十字靱帯	34,980点
	2 膝側副靱帯	17,280点
	3 指（手、足）その他の靱帯	18,250点
	4 内側膝蓋大腿靱帯	24,210点
	注 1 について、前十字靱帯及び後十字靱帯に対して一期的に形成術を実施した場合は、一期的両靱帯形成加算として、5,000点を所定点数に加算する。	
K 0 8 0	関節形成手術	
	1 肩、股、膝	45,720点
	2 胸鎖、肘、手、足	28,210点
	3 肩鎖、指（手、足）	14,050点
	注 関節挿入膜を患者の筋膜から作成した場合は、880点を所定点数に加算する。	
K 0 8 0 - 2	内反足手術	25,930点
K 0 8 0 - 3	肩腱板断裂手術	

1	簡単なもの	18,700点
2	複雑なもの	24,310点
K080-4	関節鏡下肩 ^{けん} 腱板断裂手術	
1	簡単なもの	27,040点
2	複雑なもの	38,670点
K080-5	関節鏡下肩関節唇形成術	
1	腱板断裂を伴うもの	45,200点
2	腱板断裂を伴わないもの	32,160点
K080-6	関節鏡下股関節唇形成術	44,830点
K081	人工骨頭挿入術	
1	肩、股	19,500点
2	肘、手、足	18,810点
3	指（手、足）	10,880点
K082	人工関節置換術	
1	肩、股、膝	37,690点
2	胸鎖、肘、手、足	28,210点
3	肩鎖、指（手、足）	15,970点
K082-2	人工関節抜去術	
1	肩、股、膝	30,230点
2	胸鎖、肘、手、足	23,650点
3	肩鎖、指（手、足）	15,990点
K082-3	人工関節再置換術	
1	肩、股、膝	54,810点
2	胸鎖、肘、手、足	34,190点
3	肩鎖、指（手、足）	21,930点
K082-4	自家肋骨肋軟骨関節全置換術	91,500点
K082-5	人工距骨全置換術	27,210点
K082-6	人工股関節 ^{しほ} 摺動面交換術	25,000点
K083	鋼線等による直達牽引（初日。観血的に行った場合の手技料を含む。）（1局所につき）	3,620点
	注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、鋼線等による直達牽引の所定点数のみにより算定する。	
K083-2	内反足足板 ^{てい} 挺子固定	2,030点
	注 介達牽引又は消炎鎮痛等処置と併せて行った場合は、内反足足板挺子固定の所定点数のみにより算定する。	
	（四肢切断、離断、再接合）	
K084	四肢切断術（上腕、前腕、手、大腿 ^{たい} 、下腿 ^{たい} 、足）	24,320点
K084-2	肩甲帯離断術	36,500点
K085	四肢関節離断術	
1	肩、股、膝	31,000点
2	肘、手、足	11,360点
3	指（手、足）	3,330点
K086	断端形成術（軟部形成のみのもの）	
1	指（手、足）	2,770点
2	その他	3,300点
K087	断端形成術（骨形成を要するもの）	
1	指（手、足）	7,410点
2	その他	10,630点
K088	切断四肢再接合術	

	1 四肢	144,680点
	2 指(手、足)	81,900点
	(手、足)	
K089	^{そう} 爪甲除去術	770点
K090	ひょう疽手術	
	1 軟部組織のもの	1,190点
	2 骨、関節のもの	1,280点
K090-2	風 ^{きよく} 棘手術	990点
K091	陥入爪手術	
	1 簡単なもの	1,400点
	2 爪床爪母の形成を伴う複雑なもの	2,490点
K092	削除	
K093	手根管開放手術	4,110点
K093-2	関節鏡下手根管開放手術	10,400点
K094	足三関節固定(ランブリヌディ)手術	27,890点
K095	削除	
K096	手掌、足底 ^{けん} 腱膜切離・切除術	
	1 鏡視下によるもの	4,340点
	2 その他のもの	2,750点
K096-2	体外衝撃波 ^{とう} 疼痛治療術(一連につき)	5,000点
K097	手掌、足底 ^{けん} 異物摘出術	3,190点
K098	手掌屈筋 ^{ほん} 腱縫合術	13,300点
K099	指 ^{ほん} 癒痕拘縮手術	8,150点
K099-2	デュプイトレン拘縮手術	
	1 1指	10,430点
	2 2指から3指	22,480点
	3 4指以上	32,710点
K100	多指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	2,640点
	2 骨 ^{けん} 関節、腱の形成を要するもの	15,570点
K101	合指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	8,720点
	2 骨 ^{けん} 関節、腱の形成を要するもの	15,570点
K101-2	指癒着症手術	
	1 軟部形成のみのもの	7,320点
	2 骨 ^{けん} 関節、腱の形成を要するもの	13,910点
K102	巨指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	8,720点
	2 骨 ^{けん} 関節、腱の形成を要するもの	21,240点
K103	屈指症手術、斜指症手術	
	1 軟部形成のみのもの	13,810点
	2 骨 ^{けん} 関節、腱の形成を要するもの	15,570点
K104	削除	
K105	裂手、裂足手術	27,890点
K106	母指化手術	35,610点
K107	指移植手術	116,670点
K108	母指対立再建術	22,740点
K109	神経血管柄付植皮術(手、足)	40,460点
K110	第四足指短縮症手術	10,790点

K 1 1 0 - 2	第一足指外反症矯正手術	10,790点
K 1 1 1	削除 (脊柱、骨盤)	
K 1 1 2	腸骨窩膿瘍切開術	4,670点
K 1 1 3	腸骨窩膿瘍搔爬術	13,920点
K 1 1 4 及び K 1 1 5	削除	
K 1 1 6	脊椎、骨盤骨搔爬術	17,170点
K 1 1 7	脊椎脱臼非観血的整復術	2,570点
K 1 1 7 - 2	頸椎非観血的整復術	2,570点
K 1 1 7 - 3	椎間板ヘルニア徒手整復術	2,570点
K 1 1 8	脊椎、骨盤脱臼観血的手術	31,030点
K 1 1 9	仙腸関節脱臼観血的手術	24,320点
K 1 2 0	恥骨結合離開観血的手術	7,890点
K 1 2 0 - 2	恥骨結合離開非観血的整復固定術	1,580点
K 1 2 1	骨盤骨折非観血的整復術	2,570点
K 1 2 2 及び K 1 2 3	削除	
K 1 2 4	腸骨翼骨折観血的手術	15,760点
K 1 2 4 - 2	寛骨臼骨折観血的手術	52,540点
K 1 2 5	骨盤骨折観血的手術(腸骨翼骨折観血的手術及び寛骨臼骨折観血的手術を除く。)	32,110点
K 1 2 6	脊椎、骨盤骨(軟骨)組織採取術(試験切除によるもの)	
1	棘突起、腸骨翼	3,150点
2	その他のもの	4,510点
K 1 2 6 - 2	自家培養軟骨組織採取術	4,510点
K 1 2 7	削除	
K 1 2 8	脊椎、骨盤内異物(挿入物)除去術	13,520点
K 1 2 9 から K 1 3 1 まで	削除	
K 1 3 1 - 2	内視鏡下椎弓切除術	17,300点
	注 2 椎弓以上について切除を行う場合は、1 椎弓を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4 椎弓を超えないものとする。	
K 1 3 2	削除	
K 1 3 3	黄色靭帯骨化症手術	28,730点
K 1 3 3 - 2	後縦靭帯骨化症手術(前方進入によるもの)	78,500点
K 1 3 4	椎間板摘出術	
1	前方摘出術	40,180点
2	後方摘出術	23,520点
3	側方摘出術	28,210点
4	経皮的髓核摘出術	15,310点
	注 2 について、2 以上の椎間板の摘出を行う場合には、1 椎間を増すごとに、複数椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4 椎間を超えないものとする。	
K 1 3 4 - 2	内視鏡下椎間板摘出(切除)術	
1	前方摘出術	75,600点
2	後方摘出術	30,390点
	注 2 について、2 以上の椎間板の摘出を行う場合には、1 椎間を増すごとに、複数椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は2 椎間を超えないものとする。	
K 1 3 4 - 3	人工椎間板置換術(頸椎)	36,780点

注 2の椎間板の置換を行う場合には、2椎間板加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。

K 1 3 4 - 4	椎間板内酵素注入療法	5, 350点
K 1 3 5	脊椎、骨盤腫瘍切除術	36, 620点
K 1 3 6	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	90, 470点
K 1 3 6 - 2	腫瘍脊椎骨全摘術	113, 830点
K 1 3 7	骨盤切断術	48, 650点
K 1 3 8	脊椎披裂手術	
	1 神経処置を伴うもの	29, 370点
	2 その他のもの	22, 780点
K 1 3 9	脊椎骨切り術	60, 330点
K 1 4 0	骨盤骨切り術	36, 990点
K 1 4 1	臼蓋形成手術	28, 220点
K 1 4 1 - 2	寛骨臼移動術	40, 040点
K 1 4 1 - 3	脊椎制動術	16, 810点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 4 2	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術（多椎間又は多椎弓の場合を含む。）	
	1 前方椎体固定	37, 240点
	2 後方又は後側方固定	32, 890点
	3 後方椎体固定	41, 160点
	4 前方後方同時固定	66, 590点
	5 椎弓切除	13, 310点
	6 椎弓形成	24, 260点
	注1 椎間又は椎弓が併せて2以上の場合は、1椎間又は1椎弓を追加するごとに、追加した当該椎間又は当該椎弓に実施した手術のうち主たる手術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は椎間又は椎弓を併せて4を超えないものとする。	
	2 2から4までに掲げる手術の所定点数には、注1の規定にかかわらず、当該手術を実施した椎間に隣接する椎弓に係る5及び6に掲げる手術の所定点数が含まれる。	
K 1 4 2 - 2	脊椎側彎症手術	
	1 固定術	55, 950点
	2 矯正術	
	イ 初回挿入	112, 260点
	ロ 交換術	48, 650点
	ハ 伸展術	20, 540点
	注 1及び2のロ（胸郭変形矯正用材料を用いた場合に限る。）について、椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。	
K 1 4 2 - 3	内視鏡下脊椎固定術（胸椎又は腰椎前方固定）	101, 910点
	注 椎間が2以上の場合は、1椎間を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎間を超えないものとする。	
K 1 4 2 - 4	経皮的椎体形成術	19, 960点
	注1 複数椎体に行った場合は、1椎体を増すごとに所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。ただし、加算は4椎体を超えないものとする。	
	2 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 4 2 - 5	内視鏡下椎弓形成術	30, 390点
K 1 4 2 - 6	歯突起骨折骨接合術	23, 750点
K 1 4 2 - 7	腰椎分離部修復術	28, 210点

K 1 4 3	仙腸関節固定術	29,190点
K 1 4 4	体外式脊椎固定術	25,800点
	第3款 神経系・頭蓋	
	通則	
	本款各区分に掲げる手術に当たって神経内視鏡を使用した場合の費用は、所定点数に含まれるものとする。	
	区分	
	(頭蓋、脳)	
K 1 4 5	穿頭脳室ドレナージ術	2,330点
K 1 4 6	頭蓋開溝術	17,310点
K 1 4 7	穿頭術(トレパナチオン)	1,840点
K 1 4 7-2	頭蓋内モニタリング装置挿入術	6,310点
K 1 4 8	試験開頭術	15,850点
K 1 4 9	減圧開頭術	
	1 キアリ奇形、脊髓空洞症の場合	28,280点
	2 その他の場合	26,470点
K 1 4 9-2	後頭蓋窩減圧術	31,000点
K 1 5 0	脳膿瘍排膿術	21,470点
K 1 5 1	削除	
K 1 5 1-2	広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術	193,060点
K 1 5 2	耳性頭蓋内合併症手術	56,950点
K 1 5 2-2	耳科的硬脳膜外膿瘍切開術	49,520点
K 1 5 3	鼻性頭蓋内合併症手術	52,870点
K 1 5 4	機能的定位脳手術	
	1 片側の場合	52,300点
	2 両側の場合	94,500点
K 1 5 4-2	顕微鏡使用によるてんかん手術(焦点切除術、側頭葉切除術、脳梁離断術)	131,630点
K 1 5 4-3	定位脳腫瘍生検術	20,040点
K 1 5 4-4	集束超音波による機能的定位脳手術	105,000点
K 1 5 5	脳切截術(開頭して行うもの)	19,600点
K 1 5 6	延髄における脊髓視床路切截術	40,950点
K 1 5 7	三叉神経節後線維切截術	36,290点
K 1 5 8	視神経管開放術	36,290点
K 1 5 9	顔面神経減圧手術(乳様突起経由)	44,500点
K 1 5 9-2	顔面神経管開放術	44,500点
K 1 6 0	脳神経手術(開頭して行うもの)	37,620点
K 1 6 0-2	頭蓋内微小血管減圧術	43,920点
K 1 6 1	頭蓋骨腫瘍摘出術	23,490点
K 1 6 2	頭皮、頭蓋骨悪性腫瘍手術	36,290点
K 1 6 3	頭蓋骨膜下血腫摘出術	10,680点
K 1 6 4	頭蓋内血腫除去術(開頭して行うもの)	
	1 硬膜外のもの	35,790点
	2 硬膜下のもの	36,970点
	3 脳内のもの	47,020点
K 1 6 4-2	慢性硬膜下血腫穿孔洗浄術	10,900点
K 1 6 4-3	脳血管塞栓(血栓)摘出術	37,560点
K 1 6 4-4	定位的脳内血腫除去術	18,220点
K 1 6 4-5	内視鏡下脳内血腫除去術	47,020点

K 1 6 5	脳内異物摘出術	45,630点
K 1 6 6	脳膿瘍全摘術	36,500点
K 1 6 7	頭蓋内腫瘍摘出術	61,720点
K 1 6 8	脳切除術	36,290点
K 1 6 9	頭蓋内腫瘍摘出術	
	1 松果体部腫瘍	158,100点
	2 その他のもの	132,130点
	注1 脳腫瘍覚醒下マッピングを用いて実施した場合は、脳腫瘍覚醒下マッピング加算として、4,500点を所定点数に加算する。	
	2 原発性悪性脳腫瘍に対する頭蓋内腫瘍摘出術において、タラポルフィンナトリウムを投与した患者に対しPDT半導体レーザーを用いて光線力学療法を実施した場合は、原発性悪性脳腫瘍光線力学療法加算として、18,000点を所定点数に加算する。	
K 1 7 0	経耳的聴神経腫瘍摘出術	76,890点
K 1 7 1	経鼻的下垂体腫瘍摘出術	87,200点
K 1 7 1-2	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術	
	1 下垂体腫瘍	110,970点
	2 頭蓋底脳腫瘍（下垂体腫瘍を除く。）	126,120点
K 1 7 2	脳動静脈奇形摘出術	
	1 単純なもの	141,830点
	2 複雑なもの	179,830点
K 1 7 3	脳・脳膜脱手術	36,290点
K 1 7 4	水頭症手術	
	1 脳室穿破術（神経内視鏡手術によるもの）	38,840点
	2 シヤント手術	24,310点
K 1 7 4-2	髄液シヤント抜去術	1,680点
K 1 7 5	脳動脈瘤被包術	
	1 1箇所	82,020点
	2 2箇所以上	94,040点
K 1 7 6	脳動脈瘤流入血管クリッピング（開頭して行うもの）	
	1 1箇所	82,730点
	2 2箇所以上	108,200点
K 1 7 7	脳動脈瘤頸部クリッピング	
	1 1箇所	114,070点
	2 2箇所以上	128,400点
	注1 開頭の部位数及び使用したクリップの個数にかかわらず、クリッピングを要する病変の箇所数に応じて算定する。	
	2 ローフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ローフローバイパス術併用加算として、16,060点を所定点数に加算する。	
	3 ハイフローバイパス術による頭蓋外・頭蓋内血管吻合を併せて行った場合は、ハイフローバイパス術併用加算として、30,000点を所定点数に加算する。	
K 1 7 8	脳血管内手術	
	1 1箇所	66,270点
	2 2箇所以上	84,800点
	3 脳血管内ステントを用いるもの	82,850点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8-2	経皮的脳血管形成術	39,780点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 1 7 8-3	経皮的選択的脳血栓・塞栓溶解術	

1	頭蓋内脳血管の場合	36,280点
2	頸部脳血管の場合（内頸動脈、椎骨動脈）	25,880点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K178-4	経皮的脳血栓回収術	33,150点
K178-5	経皮的脳血管ステント留置術	35,560点
K179	髄液漏閉鎖術	39,380点
K180	頭蓋骨形成手術	
1	頭蓋骨のみのもの	17,530点
2	硬膜形成を伴うもの	23,660点
3	骨移動を伴うもの	40,950点
	注 3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K181	脳刺激装置植込術	
1	片側の場合	65,100点
2	両側の場合	71,350点
K181-2	脳刺激装置交換術	14,270点
K181-3	頭蓋内電極抜去術	12,880点
K181-4	迷走神経刺激装置植込術	28,030点
K181-5	迷走神経刺激装置交換術	14,270点
K181-6	頭蓋内電極植込術	
1	硬膜下電極によるもの	65,100点
2	脳深部電極によるもの	
イ	7本未満の電極による場合	71,350点
ロ	7本以上の電極による場合	96,850点
	（脊髄、末梢神経、交感神経）	
K182	神経縫合術	
1	指（手、足）	15,160点
2	その他のもの	24,510点
K182-2	神経交差縫合術	
1	指（手、足）	43,580点
2	その他のもの	46,180点
K182-3	神経再生誘導術	
1	指（手、足）	12,640点
2	その他のもの	21,590点
K183	脊髄硬膜切開術	25,840点
K183-2	空洞・くも膜下腔シャント術（脊髄空洞症に対するもの）	26,450点
K184	減圧脊髄切開術	26,960点
K185	脊髄切截術	38,670点
K186	脊髄硬膜内神経切断術	38,670点
K187	脊髄視床路切截術	42,370点
K188	神経剥離術	
1	鏡視下によるもの	14,170点
2	その他のもの	10,900点
K188-2	硬膜外腔癒着剥離術	11,000点
K189	脊髄ドレナージ術	408点
K190	脊髄刺激装置植込術	
1	脊髄刺激電極を留置した場合	24,200点
2	ジェネレーターを留置した場合	16,100点
	注 脊髄刺激電極を2本留置する場合は、8,000点を所定点数に加算する。	
K190-2	脊髄刺激装置交換術	15,650点

K 1 9 0 - 3	重症 ^{けい} 痙 ^ひ 性 ^ひ 麻 ^く 痺 ^く 治療 ^ひ 薬 ^く 髓 ^く 腔 ^く 内 ^く 持 ^く 続 ^く 注 ^く 入 ^く 用 ^く 植 ^く 込 ^く 型 ^く ポ ^く ン ^く プ ^く 設 ^く 置 ^く 術 ^く	37,130点
K 1 9 0 - 4	重症 ^{けい} 痙 ^ひ 性 ^ひ 麻 ^く 痺 ^く 治療 ^ひ 薬 ^く 髓 ^く 腔 ^く 内 ^く 持 ^く 続 ^く 注 ^く 入 ^く 用 ^く 植 ^く 込 ^く 型 ^く ポ ^く ン ^く プ ^く 交 ^く 換 ^く 術 ^く	7,290点
K 1 9 0 - 5	重症 ^{けい} 痙 ^ひ 性 ^ひ 麻 ^く 痺 ^く 治療 ^ひ 薬 ^く 髓 ^く 腔 ^く 内 ^く 持 ^く 続 ^く 注 ^く 入 ^く 用 ^く 植 ^く 込 ^く 型 ^く ポ ^く ン ^く プ ^く 薬 ^く 剤 ^く 再 ^く 充 ^く 填 ^く	780点
	注 1月に1回に限り算定する。	
K 1 9 0 - 6	仙骨 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 刺 ^ひ 激 ^ひ 装 ^ひ 置 ^ひ 植 ^ひ 込 ^ひ 術 ^ひ	
	1 脊 ^ひ 髓 ^ひ 刺 ^ひ 激 ^ひ 電 ^ひ 極 ^ひ を ^ひ 留 ^ひ 置 ^ひ した ^ひ 場 ^ひ 合 ^ひ	24,200点
	2 ジ ^ひ ェ ^ひ ネ ^ひ レ ^ひ ー ^ひ タ ^ひ ー ^ひ を ^ひ 留 ^ひ 置 ^ひ した ^ひ 場 ^ひ 合 ^ひ	16,100点
K 1 9 0 - 7	仙骨 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 刺 ^ひ 激 ^ひ 装 ^ひ 置 ^ひ 交 ^ひ 換 ^ひ 術 ^ひ	13,610点
K 1 9 1	脊 ^ひ 髓 ^ひ 腫 ^ひ 瘍 ^ひ 摘 ^ひ 出 ^ひ 術 ^ひ	
	1 髓 ^ひ 外 ^ひ の ^ひ もの ^ひ	62,000点
	2 髓 ^ひ 内 ^ひ の ^ひ もの ^ひ	118,230点
K 1 9 2	脊 ^ひ 髓 ^ひ 血 ^ひ 管 ^ひ 腫 ^ひ 摘 ^ひ 出 ^ひ 術 ^ひ	106,460点
K 1 9 3	神 ^ひ 経 ^ひ 腫 ^ひ 切 ^ひ 除 ^ひ 術 ^ひ	
	1 指 ^ひ (手 ^ひ 、足 ^ひ)	5,770点
	2 そ ^ひ の ^ひ 他 ^ひ の ^ひ もの ^ひ	10,770点
	注 神 ^ひ 経 ^ひ 腫 ^ひ が ^ひ 2 ^ひ 個 ^ひ 以 ^ひ 上 ^ひ の ^ひ 場 ^ひ 合 ^ひ は ^ひ 、 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 腫 ^ひ を ^ひ 1 ^ひ 個 ^ひ 増 ^ひ す ^ひ ご ^ひ と ^ひ に ^ひ 、 ^ひ 指 ^ひ (手 ^ひ 、足 ^ひ) の ^ひ 場 ^ひ 合 ^ひ は ^ひ 2,800点 ^ひ を ^ひ 、 ^ひ そ ^ひ の ^ひ 他 ^ひ の ^ひ 場 ^ひ 合 ^ひ は ^ひ 4,000点 ^ひ を ^ひ 所 ^ひ 定 ^ひ 点 ^ひ 数 ^ひ に ^ひ 加 ^ひ 算 ^ひ す ^ひ る ^ひ 。	
K 1 9 3 - 2	レ ^ひ ック ^ひ リ ^ひ ン ^ひ グ ^ひ ハ ^ひ ウ ^ひ ゼ ^ひ ン ^ひ 病 ^ひ 偽 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 腫 ^ひ 切 ^ひ 除 ^ひ 術 ^ひ (露 ^ひ 出 ^ひ 部 ^ひ)	
	1 長 ^ひ 径 ^ひ 2 ^ひ セ ^ひ ン ^ひ チ ^ひ メ ^ひ ー ^ひ ト ^ひ ル ^ひ 未 ^ひ 満 ^ひ	1,660点
	2 長 ^ひ 径 ^ひ 2 ^ひ セ ^ひ ン ^ひ チ ^ひ メ ^ひ ー ^ひ ト ^ひ ル ^ひ 以 ^ひ 上 ^ひ 4 ^ひ セ ^ひ ン ^ひ チ ^ひ メ ^ひ ー ^ひ ト ^ひ ル ^ひ 未 ^ひ 満 ^ひ	3,670点
	3 長 ^ひ 径 ^ひ 4 ^ひ セ ^ひ ン ^ひ チ ^ひ メ ^ひ ー ^ひ ト ^ひ ル ^ひ 以 ^ひ 上 ^ひ	4,360点
K 1 9 3 - 3	レ ^ひ ック ^ひ リ ^ひ ン ^ひ グ ^ひ ハ ^ひ ウ ^ひ ゼ ^ひ ン ^ひ 病 ^ひ 偽 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 腫 ^ひ 切 ^ひ 除 ^ひ 術 ^ひ (露 ^ひ 出 ^ひ 部 ^ひ 以 ^ひ 外 ^ひ)	
	1 長 ^ひ 径 ^ひ 3 ^ひ セ ^ひ ン ^ひ チ ^ひ メ ^ひ ー ^ひ ト ^ひ ル ^ひ 未 ^ひ 満 ^ひ	1,280点
	2 長 ^ひ 径 ^ひ 3 ^ひ セ ^ひ ン ^ひ チ ^ひ メ ^ひ ー ^ひ ト ^ひ ル ^ひ 以 ^ひ 上 ^ひ 6 ^ひ セ ^ひ ン ^ひ チ ^ひ メ ^ひ ー ^ひ ト ^ひ ル ^ひ 未 ^ひ 満 ^ひ	3,230点
	3 長 ^ひ 径 ^ひ 6 ^ひ セ ^ひ ン ^ひ チ ^ひ メ ^ひ ー ^ひ ト ^ひ ル ^ひ 以 ^ひ 上 ^ひ	4,160点
K 1 9 4	神 ^ひ 経 ^ひ 捻 ^ひ 除 ^ひ 術 ^ひ	
	1 後 ^ひ 頭 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ	4,410点
	2 上 ^ひ 眼 ^ひ 窩 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ	4,410点
	3 眼 ^ひ 窩 ^ひ 下 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ	4,410点
	4 お ^ひ と ^ひ が ^ひ い ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ	4,410点
	5 下 ^ひ 顎 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ	7,750点
K 1 9 4 - 2	横 ^ひ 隔 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 麻 ^ひ 痺 ^ひ 術 ^ひ	4,410点
K 1 9 4 - 3	眼 ^ひ 窩 ^ひ 下 ^ひ 孔 ^ひ 部 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 切 ^ひ 断 ^ひ 術 ^ひ	4,410点
K 1 9 4 - 4	お ^ひ と ^ひ が ^ひ い ^ひ 孔 ^ひ 部 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 切 ^ひ 断 ^ひ 術 ^ひ	4,410点
K 1 9 5	交 ^ひ 感 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 切 ^ひ 除 ^ひ 術 ^ひ	
	1 頸 ^ひ 動 ^ひ 脈 ^ひ 周 ^ひ 圍 ^ひ	8,810点
	2 股 ^ひ 動 ^ひ 脈 ^ひ 周 ^ひ 圍 ^ひ	8,810点
K 1 9 5 - 2	尾 ^ひ 動 ^ひ 脈 ^ひ 腺 ^ひ 摘 ^ひ 出 ^ひ 術 ^ひ	7,750点
K 1 9 6	交 ^ひ 感 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 節 ^ひ 切 ^ひ 除 ^ひ 術 ^ひ	
	1 頸 ^ひ 部 ^ひ	26,030点
	2 胸 ^ひ 部 ^ひ	16,340点
	3 腰 ^ひ 部 ^ひ	17,530点
K 1 9 6 - 2	胸 ^ひ 腔 ^ひ 鏡 ^ひ 下 ^ひ 交 ^ひ 感 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 節 ^ひ 切 ^ひ 除 ^ひ 術 ^ひ (両 ^ひ 側 ^ひ)	18,500点
K 1 9 6 - 3	ス ^ひ ト ^ひ フ ^ひ ェ ^ひ ル ^ひ 手 ^ひ 術 ^ひ	12,490点
K 1 9 6 - 4	閉 ^ひ 鎖 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 切 ^ひ 除 ^ひ 術 ^ひ	12,490点
K 1 9 6 - 5	末 ^ひ 梢 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 遮 ^ひ 断 ^ひ (挫 ^ひ 滅 ^ひ 又 ^ひ は ^ひ 切 ^ひ 断 ^ひ) 術 ^ひ (浅 ^ひ 腓 ^ひ 骨 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 、深 ^ひ 腓 ^ひ 骨 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 、後 ^ひ 脛 ^ひ 骨 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ 又 ^ひ は ^ひ 腓 ^ひ 腹 ^ひ 神 ^ひ 経 ^ひ に ^ひ 限 ^ひ る ^ひ 。)	12,490点
K 1 9 7	神 ^ひ 経 ^ひ 移 ^ひ 行 ^ひ 術 ^ひ	23,660点
K 1 9 8	神 ^ひ 経 ^ひ 移 ^ひ 植 ^ひ 術 ^ひ	23,520点

第4款 眼

区分

(涙道)

K 1 9 9	涙点、涙小管形成術	660点
K 2 0 0	涙嚢切開術	830点
K 2 0 0 - 2	涙点プラグ挿入術、涙点閉鎖術	760点
K 2 0 1	先天性鼻涙管閉塞開放術	3,720点
K 2 0 2	涙管チューブ挿入術	
	1 涙道内視鏡を用いるもの	2,350点
	2 その他のもの	1,810点
K 2 0 3	涙嚢摘出術	4,590点
K 2 0 4	涙嚢鼻腔吻合術	23,490点
K 2 0 5	涙嚢瘻管閉鎖術	3,720点
K 2 0 6	涙小管形成手術	16,730点

(眼瞼)

K 2 0 7	眼瞼縫合術 (眼瞼板縫合術を含む。)	1,580点
K 2 0 8	麦粒腫切開術	410点
K 2 0 9	眼瞼膿瘍切開術	570点
K 2 0 9 - 2	外眥切開術	570点
K 2 1 0	削除	
K 2 1 1	睫毛電気分解術 (毛根破壊)	560点
K 2 1 2	兔眼矯正術	6,700点
K 2 1 3	マイボーム腺梗塞摘出術、マイボーム腺切開術	440点
K 2 1 4	霰粒腫摘出術	700点
K 2 1 5	眼瞼板切除術 (巨大霰粒腫摘出)	1,730点
K 2 1 5 - 2	眼瞼結膜腫瘍手術	5,140点
K 2 1 6	眼瞼結膜悪性腫瘍手術	11,900点
K 2 1 7	眼瞼内反症手術	
	1 縫合法	1,990点
	2 皮膚切開法	2,590点
K 2 1 8	眼瞼外反症手術	4,400点
K 2 1 9	眼瞼下垂症手術	
	1 眼瞼挙筋前転法	7,200点
	2 筋膜移植法	18,530点
	3 その他のもの	6,070点

(結膜)

K 2 2 0	結膜縫合術	1,260点
K 2 2 1	結膜結石除去術	
	1 少数のもの (1眼瞼ごと)	260点
	2 多数のもの (1眼瞼ごと)	390点
K 2 2 2	結膜下異物除去術	470点
K 2 2 3	結膜嚢形成手術	
	1 部分形成	2,250点
	2 皮膚及び結膜の形成	14,960点
	3 全部形成 (皮膚又は粘膜の移植を含む。)	16,730点
K 2 2 3 - 2	内眥形成術	16,730点
K 2 2 4	翼状片手術 (弁の移植を要するもの)	3,650点
K 2 2 5	結膜腫瘍冷凍凝固術	800点
K 2 2 5 - 2	結膜腫瘍摘出術	6,290点

K 2 2 5 - 3	結膜肉芽腫摘除術 (眼窩、涙腺)	800点
K 2 2 6	眼窩膿瘍切開術	1,390点
K 2 2 7	眼窩骨折観血の手術 (眼窩ブローアウト骨折手術を含む。)	14,960点
K 2 2 8	眼窩骨折整復術	29,170点
K 2 2 9	眼窩内異物除去術 (表在性)	8,240点
K 2 3 0	眼窩内異物除去術 (深在性)	
	1 視神経周囲、眼窩尖端	27,460点
	2 その他	14,960点
K 2 3 1 及び K 2 3 2	削除	
K 2 3 3	眼窩内容除去術	16,980点
K 2 3 4	眼窩内腫瘍摘出術 (表在性)	6,770点
K 2 3 5	眼窩内腫瘍摘出術 (深在性)	45,230点
K 2 3 6	眼窩悪性腫瘍手術	51,940点
K 2 3 7	眼窩縁形成手術 (骨移植によるもの) (眼球、眼筋)	19,300点
K 2 3 8	削除	
K 2 3 9	眼球内容除去術	6,130点
K 2 4 0	削除	
K 2 4 1	眼球摘出術	3,670点
K 2 4 2	斜視手術	
	1 前転法	4,280点
	2 後転法	4,200点
	3 前転法及び後転法の併施	10,970点
	4 斜筋手術	9,970点
	5 直筋の前後転法及び斜筋手術の併施	12,300点
K 2 4 3	義眼台包埋術	8,010点
K 2 4 4	眼筋移動術	19,330点
K 2 4 5	眼球摘出及び組織又は義眼台充填術 (角膜、強膜)	8,790点
K 2 4 6	角膜・強膜縫合術	3,580点
K 2 4 7	削除	
K 2 4 8	角膜新生血管手術 (冷凍凝固術を含む。)	980点
K 2 4 8 - 2	顕微鏡下角膜抜糸術	950点
K 2 4 9	角膜潰瘍搔爬術、角膜潰瘍焼灼術	1,190点
K 2 5 0	角膜切開術	990点
K 2 5 1	削除	
K 2 5 2	角膜・強膜異物除去術	640点
K 2 5 3	削除	
K 2 5 4	治療的角膜切除術	
	1 エキシマレーザーによるもの (角膜ジストロフィー又は帯状角膜変性に係るもの に限る。)	10,000点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
	2 その他のもの	2,650点
K 2 5 5	強角膜瘻孔閉鎖術	11,610点
K 2 5 6	角膜潰瘍結膜被覆術	2,650点
K 2 5 7	角膜表層除去併用結膜被覆術	8,300点
K 2 5 8	削除	
K 2 5 9	角膜移植術	52,600点

注1 レーザーによる場合は、レーザー使用加算として、所定点数に5,500点を加算する。

2 内皮移植による角膜移植を実施した場合は、内皮移植加算として、8,000点を所定点数に加算する。

K 2 6 0	強膜移植術	18,810点
K 2 6 0-2	羊膜移植術	10,530点
K 2 6 1	角膜形成手術	3,060点
K 2 6 2	削除 (ぶどう膜)	
K 2 6 3及びK 2 6 4	削除	
K 2 6 5	虹彩腫瘍切除術	20,140点
K 2 6 6	毛様体腫瘍切除術、脈絡膜腫瘍切除術	35,820点
K 2 6 7	削除	
K 2 6 8	緑内障手術	
1	虹彩切除術	4,740点
2	流出路再建術	19,020点
3	濾過手術	23,600点
4	緑内障治療用インプラント挿入術 (プレートのないもの)	34,480点
5	緑内障治療用インプラント挿入術 (プレートのあるもの)	45,480点
6	水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術	27,990点
K 2 6 9	虹彩整復・瞳孔形成術	4,730点
K 2 7 0	虹彩光凝固術	6,620点
K 2 7 1	毛様体光凝固術	5,600点
K 2 7 2	毛様体冷凍凝固術	2,160点
K 2 7 3	隅角光凝固術 (眼房、網膜)	9,660点
K 2 7 4	前房、虹彩内異物除去術	8,800点
K 2 7 5	網膜復位術	34,940点
K 2 7 6	網膜光凝固術	
1	通常のもの (一連につき)	10,020点
2	その他特殊なもの (一連につき)	15,960点
K 2 7 7	網膜冷凍凝固術	15,750点
K 2 7 7-2	黄斑下手術 (水晶体、硝子体)	47,150点
K 2 7 8	硝子体注入・吸引術	2,280点
K 2 7 9	硝子体切除術	15,560点
K 2 8 0	硝子体茎頭微鏡下離断術	
1	網膜付着組織を含むもの	38,950点
2	その他のもの	29,720点
K 2 8 0-2	網膜付着組織を含む硝子体切除術 (眼内内視鏡を用いるもの)	47,780点
K 2 8 1	増殖性硝子体網膜症手術	54,860点
K 2 8 1-2	網膜再建術	69,880点
K 2 8 2	水晶体再建術	
1	眼内レンズを挿入する場合 イ 縫着レンズを挿入するもの ロ その他のもの	17,840点 12,100点
2	眼内レンズを挿入しない場合	7,430点
3	計画的後囊切開を伴う場合	21,780点

注1 水晶体囊拡張リングを使用した場合は、所定点数に1,600点を加算する。

2 1のイについて、水晶体偏位又は眼内レンズ偏位の患者に対して、高次収差解析を行った場合は、手術の前後それぞれ1回に限り、高次収差解析加算として、150点を所定点数に加算する。

K 2 8 2 - 2	後発白内障手術	1,380点
K 2 8 3	削除	
K 2 8 4	硝子体置換術	6,890点
	第5款 耳鼻咽喉	
区分		
	(外耳)	
K 2 8 5	耳介血腫開窓術	460点
K 2 8 6	外耳道異物除去術	
	1 単純なもの	260点
	2 複雑なもの	850点
K 2 8 7	先天性耳瘻管摘出術	3,900点
K 2 8 8	副耳(介)切除術	2,240点
K 2 8 9	耳茸摘出術	1,000点
K 2 9 0	外耳道骨増生(外骨腫)切除術	10,120点
K 2 9 0 - 2	外耳道骨腫切除術	7,670点
K 2 9 1	耳介腫瘍摘出術	4,730点
K 2 9 2	外耳道腫瘍摘出術(外耳道真珠腫手術を含む。)	7,600点
K 2 9 3	耳介悪性腫瘍手術	22,290点
K 2 9 4	外耳道悪性腫瘍手術(悪性外耳道炎手術を含む。)	35,590点
K 2 9 5	耳後瘻孔閉鎖術	4,000点
K 2 9 6	耳介形成手術	
	1 耳介軟骨形成を要するもの	19,240点
	2 耳介軟骨形成を要しないもの	9,960点
K 2 9 7	外耳道形成手術	19,240点
K 2 9 8	外耳道造設術・閉鎖症手術	36,700点
K 2 9 9	小耳症手術	
	1 軟骨移植による耳介形成手術	56,140点
	2 耳介挙上	14,740点
	(中耳)	
K 3 0 0	鼓膜切開術	830点
K 3 0 1	鼓室開放術	7,280点
K 3 0 2	上鼓室開放術	13,140点
K 3 0 3	上鼓室乳突洞開放術	24,720点
K 3 0 4	乳突洞開放術(アントロトミー)	13,480点
K 3 0 5	乳突削開術	24,490点
K 3 0 6	錐体部手術	38,470点
K 3 0 7	削除	
K 3 0 8	耳管内チューブ挿入術	1,420点
K 3 0 8 - 2	耳管狭窄ビニール管挿入術	1,420点
K 3 0 9	鼓膜(排液、換気)チューブ挿入術	2,670点
K 3 1 0	乳突充填術	7,470点
K 3 1 1	鼓膜穿孔閉鎖術(一連につき)	1,900点
K 3 1 2	鼓膜鼓室肉芽切除術	3,020点
K 3 1 3	中耳、側頭骨腫瘍摘出術	38,330点
K 3 1 4	中耳悪性腫瘍手術	
	1 切除	41,520点

2 側頭骨摘出術	68,640点
K 3 1 5 鼓室神経叢切除、鼓索神経切断術	9,900点
K 3 1 6 S状洞血栓（静脈炎）手術	24,730点
K 3 1 7 中耳根治手術	42,440点
K 3 1 8 鼓膜形成手術	18,100点
K 3 1 9 鼓室形成手術	
1 耳小骨温存術	34,660点
2 耳小骨再建術	51,330点
K 3 2 0 アブミ骨摘出術・可動化手術	32,140点
K 3 2 0-2 人工中耳植込術	32,140点
(内耳)	
K 3 2 1 内耳開窓術	31,970点
K 3 2 2 経迷路の内耳道開放術	64,930点
K 3 2 3 内リンパ嚢開放術	28,890点
K 3 2 4 削除	
K 3 2 5 迷路摘出術	
1 部分摘出（膜迷路摘出術を含む。）	29,220点
2 全摘出	38,890点
K 3 2 6 削除	
K 3 2 7 内耳窓閉鎖術	23,250点
K 3 2 8 人工内耳植込術	40,810点
K 3 2 8-2 植込型骨導補聴器移植術	10,620点
K 3 2 8-3 植込型骨導補聴器交換術	1,840点
(鼻)	
K 3 2 9 鼻中隔膿瘍切開術	620点
K 3 3 0 鼻中隔血腫切開術	820点
K 3 3 1 鼻腔粘膜焼灼術	1,080点
K 3 3 1-2 下甲介粘膜焼灼術	1,080点
K 3 3 1-3 下甲介粘膜レーザー焼灼術（両側）	2,910点
K 3 3 2 削除	
K 3 3 3 鼻骨骨折整復固定術	2,130点
K 3 3 3-2 鼻骨脱臼整復術	1,640点
K 3 3 3-3 鼻骨骨折徒手整復術	1,970点
K 3 3 4 鼻骨骨折観血的手術	5,720点
K 3 3 4-2 鼻骨変形治癒骨折矯正術	23,060点
K 3 3 5 鼻中隔骨折観血的手術	3,940点
K 3 3 5-2 上顎洞鼻内手術（スツルマン氏、吉田氏変法を含む。）	2,740点
K 3 3 5-3 上顎洞鼻外手術	2,740点
K 3 3 6 鼻内異物摘出術	690点
K 3 3 7 鼻前庭嚢胞摘出術	4,980点
K 3 3 8 鼻甲介切除術	
1 高周波電気凝固法によるもの	1,080点
2 その他のもの	3,320点
K 3 3 8-2 削除	
K 3 3 9 粘膜下鼻甲介骨切除術	4,260点
K 3 4 0 鼻茸摘出術	1,310点
K 3 4 0-2 削除	
K 3 4 0-3 内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅰ型（副鼻腔自然口開窓術）	3,600点
K 3 4 0-4 内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅱ型（副鼻腔単洞手術）	12,000点

注 自家腸骨片を充填した場合は3,150点を所定点数に加算する。

K 3 4 0 - 5	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅲ型（選択的（複数洞）副鼻腔手術）	24,910点
K 3 4 0 - 6	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅳ型（汎副鼻腔手術）	32,080点
K 3 4 0 - 7	内視鏡下鼻・副鼻腔手術Ⅴ型（拡大副鼻腔手術）	51,630点
K 3 4 1	上顎洞性後鼻孔ポリープ切除術	1,510点
K 3 4 2	鼻副鼻腔腫瘍摘出術	15,200点
K 3 4 3	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術	
	1 切除	25,040点
	2 全摘	49,690点
K 3 4 4	経鼻腔的翼突管神経切除術	30,460点
K 3 4 5	萎縮性鼻炎手術（両側）	22,370点
K 3 4 6	後鼻孔閉鎖症手術	
	1 単純なもの（膜性閉鎖）	4,360点
	2 複雑なもの（骨性閉鎖）	27,040点
K 3 4 7	鼻中隔矯正術	8,230点
K 3 4 7 - 2	変形外鼻手術	16,390点
K 3 4 7 - 3	内視鏡下鼻中隔手術Ⅰ型（骨、軟骨手術）	6,620点
K 3 4 7 - 4	内視鏡下鼻中隔手術Ⅱ型（粘膜手術）	2,440点
K 3 4 7 - 5	内視鏡下鼻腔手術Ⅰ型（下鼻甲介手術）	7,940点
K 3 4 7 - 6	内視鏡下鼻腔手術Ⅱ型（鼻腔内手術）	3,170点
K 3 4 7 - 7	内視鏡下鼻腔手術Ⅲ型（鼻孔閉鎖症手術） （副鼻腔）	19,940点
K 3 4 8 及び K 3 4 9	削除	
K 3 5 0	前頭洞充填術	13,200点
K 3 5 1	削除	
K 3 5 2	上顎洞根治手術	7,990点
K 3 5 2 - 2	鼻内上顎洞根治手術	3,330点
K 3 5 2 - 3	副鼻腔炎術後出血止血法	6,660点
K 3 5 3	鼻内篩骨洞根治手術	5,000点
K 3 5 4 から K 3 5 6 まで	削除	
K 3 5 6 - 2	鼻外前頭洞手術	16,290点
K 3 5 7	鼻内蝶形洞根治手術	3,820点
K 3 5 8	上顎洞篩骨洞根治手術	11,310点
K 3 5 9	前頭洞篩骨洞根治手術	11,290点
K 3 6 0	篩骨洞蝶形洞根治手術	11,290点
K 3 6 1	上顎洞篩骨洞蝶形洞根治手術	12,630点
K 3 6 2	上顎洞篩骨洞前頭洞根治手術	14,110点
K 3 6 2 - 2	経上顎洞的顎動脈結紮術	28,630点
K 3 6 3	前頭洞篩骨洞蝶形洞根治手術	13,440点
K 3 6 4	汎副鼻腔根治手術	20,010点
K 3 6 5	経上顎洞的翼突管神経切除術	28,210点
K 3 6 6	削除	
	（咽頭、扁桃）	
K 3 6 7	咽後膿瘍切開術	1,900点
K 3 6 8	扁桃周囲膿瘍切開術	1,830点
K 3 6 9	咽頭異物摘出術	
	1 簡単なもの	500点
	2 複雑なもの	2,100点
K 3 7 0	アデノイド切除術	1,600点

K 3 7 1	上咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	5,350点
	2 経鼻腔によるもの	6,070点
	3 経副鼻腔によるもの	8,790点
	4 外切開によるもの	16,590点
K 3 7 1 - 2	上咽頭ポリープ摘出術	
	1 経口腔によるもの	4,460点
	2 経鼻腔によるもの	5,060点
	3 経副鼻腔によるもの	8,270点
	4 外切開によるもの	15,080点
K 3 7 2	中咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	2,710点
	2 外切開によるもの	16,260点
K 3 7 3	下咽頭腫瘍摘出術	
	1 経口腔によるもの	7,290点
	2 外切開によるもの	16,300点
K 3 7 4	咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	35,340点
K 3 7 4 - 2	鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）	38,740点
K 3 7 5	鼻咽腔線維腫手術	
	1 切除	9,630点
	2 摘出	37,850点
K 3 7 5 - 2	鼻咽腔閉鎖術	23,790点
K 3 7 6	上咽頭悪性腫瘍手術	35,830点
K 3 7 7	口蓋扁桃手術	
	1 切除	1,720点
	2 摘出	3,600点
K 3 7 8	舌扁桃切除術	1,230点
K 3 7 9	副咽頭間隙腫瘍摘出術	
	1 経頸部によるもの	34,320点
	2 経側頭下窩によるもの（下顎離断によるものを含む。）	55,200点
K 3 7 9 - 2	副咽頭間隙悪性腫瘍摘出術	
	1 経頸部によるもの	47,580点
	2 経側頭下窩によるもの（下顎離断によるものを含む。）	91,500点
K 3 8 0	過長茎状突起切除術	6,440点
K 3 8 1	上咽頭形成手術	10,110点
K 3 8 2	咽頭瘻閉鎖術	12,770点
K 3 8 2 - 2	咽頭皮瘻孔閉鎖術 （喉頭、気管）	12,770点
K 3 8 3	喉頭切開・截開術	13,420点
K 3 8 4	喉頭膿瘍切開術	2,140点
K 3 8 4 - 2	深頸部膿瘍切開術	4,800点
K 3 8 5	喉頭浮腫乱切術	2,040点
K 3 8 6	気管切開術	3,080点
K 3 8 6 - 2	輪状甲状靱帯切開術	1,970点
K 3 8 7	喉頭粘膜焼灼術（直達鏡によるもの）	2,860点
K 3 8 8	喉頭粘膜下異物挿入術	3,630点
K 3 8 8 - 2	喉頭粘膜下軟骨片挿入術	12,240点
K 3 8 9	喉頭・声帯ポリープ切除術	
	1 間接喉頭鏡によるもの	2,990点

	2 直達喉頭鏡又はファイバースコープによるもの	4,300点
K 3 9 0	喉頭異物摘出術	
	1 直達鏡によらないもの	2,920点
	2 直達鏡によるもの	5,250点
K 3 9 1	気管異物除去術	
	1 直達鏡によるもの	5,320点
	2 開胸手術によるもの	43,340点
K 3 9 2	喉頭蓋切除術	3,190点
K 3 9 2-2	喉頭蓋 ^{のう} 嚢腫摘出術	3,190点
K 3 9 3	喉頭腫瘍摘出術	
	1 間接喉頭鏡によるもの	3,420点
	2 直達鏡によるもの	4,310点
K 3 9 4	喉頭悪性腫瘍手術	
	1 切除	38,800点
	2 全摘	63,710点
K 3 9 4-2	鏡視下喉頭悪性腫瘍手術	
	1 切除	42,200点
	2 全摘	67,200点
K 3 9 5	喉頭、下咽頭悪性腫瘍手術（頸部、胸部、腹部等の操作による再建を含む。）	113,880点
K 3 9 6	気管切開孔閉鎖術	1,250点
K 3 9 6-2	気管縫合術	1,040点
K 3 9 7	喉頭横隔膜切除術（ステント挿入固定術を含む。）	13,390点
K 3 9 8	喉頭 ^{さく} 狭窄症手術	
	1 前方開大術	23,430点
	2 前壁形成手術	23,320点
	3 Tチューブ挿入術	14,040点
K 3 9 9	気管 ^{さく} 狭窄症手術	38,540点
K 4 0 0	喉頭形成手術	
	1 人工形成材料挿置術、軟骨片挿置術	18,750点
	2 筋弁転位術、軟骨転位術、軟骨除去術	28,510点
	3 甲状軟骨固定用器具を用いたもの	34,840点
K 4 0 1	気管口 ^{さく} 狭窄拡大術	2,690点
K 4 0 2	縦隔気管口形成手術	76,040点
K 4 0 3	気管形成手術（管状気管、気管移植等）	
	1 頸部からのもの	49,940点
	2 開胸又は胸骨正中切開によるもの	76,040点
K 4 0 3-2	嚥 ^{えん} 下機能手術	
	1 輪状咽頭筋切断術	18,810点
	2 喉頭挙上術	18,370点
	3 喉頭気管分離術	30,260点
	4 喉頭全摘術	28,210点
	第6款 顔面・口腔・頸部	
区分		
	（歯、歯肉、歯槽部、口蓋）	
K 4 0 4	抜歯手術（1歯につき）	
	1 乳歯	130点
	2 前歯	155点
	3 臼歯	265点

4	埋伏歯	1,054点
注1	2又は3については、歯根肥大、骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術を行った場合に限り、難抜歯加算として、210点を所定点数に加算する。	
2	4については、完全埋伏歯（骨性）又は水平埋伏智歯に限り算定する。	
3	4については、下顎完全埋伏智歯（骨性）又は下顎水平埋伏智歯の場合は、120点を所定点数に加算する。	
4	抜歯と同時に行う歯槽骨の整形等の費用は、所定点数に含まれる。	
K405	削除	
K406	口蓋腫瘍摘出術	
1	口蓋粘膜に局限するもの	520点
2	口蓋骨に及ぶもの	8,050点
K407	顎・口蓋裂形成手術	
1	軟口蓋のみのもの	15,770点
2	硬口蓋に及ぶもの	24,170点
3	顎裂を伴うもの	
イ	片側	25,170点
ロ	両側	31,940点
K407-2	軟口蓋形成手術 (口腔前庭、口腔底、 <small>きょう</small> 頬粘膜、舌)	9,700点
K408	口腔底膿瘍切開術	700点
K409	口腔底腫瘍摘出術	7,210点
K410	口腔底悪性腫瘍手術	29,360点
K411	<small>きょう</small> 頬粘膜腫瘍摘出術	4,460点
K412	<small>きょう</small> 頬粘膜悪性腫瘍手術	26,310点
K413	舌腫瘍摘出術	
1	粘液嚢胞摘出術	1,220点
2	その他のもの	2,940点
K414	舌根甲状腺腫摘出術	11,760点
K414-2	甲状舌管嚢胞摘出術	8,970点
K415	舌悪性腫瘍手術	
1	切除	26,410点
2	亜全摘	75,070点
K416及びK417	削除	
K418	舌形成手術（巨舌症手術）	9,100点
K418-2	舌繫痕痕性短縮矯正術	2,650点
K419	<small>きょう</small> 頬、口唇、舌小帯形成手術	560点
K420	削除 (顔面)	
K421	口唇腫瘍摘出術	
1	粘液嚢胞摘出術	910点
2	その他のもの	3,050点
K422	口唇悪性腫瘍手術	33,010点
K423	<small>きょう</small> 頬腫瘍摘出術	
1	粘液嚢胞摘出術	910点
2	その他のもの	5,250点
K424	<small>きょう</small> 頬悪性腫瘍手術	20,940点
K425	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	108,700点
K426	口唇裂形成手術（片側）	
1	口唇のみの場合	13,180点

2	口唇裂鼻形成を伴う場合	18,810点
3	鼻腔底形成を伴う場合	24,350点
K 4 2 6 - 2	口唇裂形成手術（両側）	
1	口唇のみの場合	18,810点
2	口唇裂鼻形成を伴う場合	23,790点
3	鼻腔底形成を伴う場合	36,620点
	（顔面骨、顎関節）	
K 4 2 7	頬骨骨折観血的整復術	18,100点
K 4 2 7 - 2	頬骨変形治癒骨折矯正術	38,610点
K 4 2 8	下顎骨折非観血的整復術	1,240点
	注 三内式線副子以上を使用する連続歯結紮法を行った場合は、650点を加算する。	
K 4 2 9	下顎骨折観血的手術	
1	片側	13,000点
2	両側	27,320点
K 4 2 9 - 2	下顎関節突起骨折観血的手術	
1	片側	28,210点
2	両側	47,020点
K 4 3 0	顎関節脱臼非観血的整復術	410点
K 4 3 1	顎関節脱臼観血的手術	26,210点
K 4 3 2	上顎骨折非観血的整復術	1,570点
K 4 3 3	上顎骨折観血的手術	16,400点
K 4 3 4	顔面多発骨折観血的手術	39,700点
K 4 3 4 - 2	顔面多発骨折変形治癒矯正術	47,630点
K 4 3 5	術後性上顎嚢胞摘出術	6,660点
K 4 3 6	顎骨腫瘍摘出術	
1	長径3センチメートル未満	2,820点
2	長径3センチメートル以上	13,390点
K 4 3 7	下顎骨部分切除術	16,780点
K 4 3 8	下顎骨離断術	32,560点
K 4 3 9	下顎骨悪性腫瘍手術	
1	切除	40,360点
2	切断（おとがい部を含むもの）	79,270点
3	切断（その他のもの）	64,590点
K 4 4 0	上顎骨切除術	15,310点
K 4 4 1	上顎骨全摘術	42,590点
K 4 4 2	上顎骨悪性腫瘍手術	
1	搔爬	9,160点
2	切除	34,420点
3	全摘	68,480点
K 4 4 3	上顎骨形成術	
1	単純な場合	27,880点
2	複雑な場合及び2次的再建の場合	45,510点
3	骨移動を伴う場合	72,900点
	注1 1について、上顎骨を複数に分割した場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
	2 3については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4	下顎骨形成術	
1	おとがい形成の場合	7,780点
2	短縮又は伸長の場合	30,790点

3	再建の場合	51,120点
4	骨移動を伴う場合	54,210点
注1	2については、両側を同時に行った場合は、3,000点を所定点数に加算する。	
2	4については、先天奇形に対して行われた場合に限り算定する。	
K 4 4 4 - 2	下顎骨延長術	
1	片側	30,790点
2	両側	47,550点
K 4 4 5	顎関節形成術	40,870点
K 4 4 5 - 2	顎関節人工関節全置換術	59,260点
K 4 4 6	顎関節授動術	
1	徒手授動術	
イ	単独の場合	440点
ロ	パンピングを併用した場合	990点
ハ	関節腔洗浄療法を併用した場合	2,400点
2	顎関節鏡下授動術	10,520点
3	開放授動術	25,100点
K 4 4 7	顎関節円板整位術	
1	顎関節鏡下円板整位術	22,100点
2	開放円板整位術 (唾液腺)	27,300点
K 4 4 8	がま腫切開術	820点
K 4 4 9	唾液腺膿瘍切開術	900点
K 4 5 0	唾石摘出術 (一連につき)	
1	表在性のもの	640点
2	深在性のもの	3,770点
3	腺体内に存在するもの	6,550点
注	2又は3の場合であって内視鏡を用いた場合は、1,000点を所定点数に加算する。	
K 4 5 1	がま腫摘出術	7,140点
K 4 5 2	舌下腺腫瘍摘出術	7,180点
K 4 5 3	顎下腺腫瘍摘出術	9,640点
K 4 5 4	顎下腺摘出術	10,210点
K 4 5 5	顎下腺悪性腫瘍手術	33,010点
K 4 5 6	削除	
K 4 5 7	耳下腺腫瘍摘出術	
1	耳下腺浅葉摘出術	27,210点
2	耳下腺深葉摘出術	34,210点
K 4 5 8	耳下腺悪性腫瘍手術	
1	切除	33,010点
2	全摘	44,020点
K 4 5 9	唾液腺管形成手術	13,630点
K 4 6 0	唾液腺管移動術	
1	上顎洞内へのもの	13,630点
2	結膜嚢内へのもの (甲状腺、副甲状腺 (上皮小体))	15,490点
K 4 6 1	甲状腺部分切除術、甲状腺腫摘出術	
1	片葉のみの場合	8,860点
2	両葉の場合	10,760点
K 4 6 1 - 2	内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術	

1	片葉のみの場合	17,410点
2	両葉の場合	25,210点
K 4 6 2	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	22,880点
K 4 6 2-2	内視鏡下バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	25,210点
K 4 6 3	甲状腺悪性腫瘍手術	
1	切除（頸部外側区域郭清を伴わないもの）	24,180点
2	切除（頸部外側区域郭清を伴うもの）	26,180点
3	全摘及び亜全摘（頸部外側区域郭清を伴わないもの）	33,790点
4	全摘及び亜全摘（片側頸部外側区域郭清を伴うもの）	35,790点
5	全摘及び亜全摘（両側頸部外側区域郭清を伴うもの）	36,790点
K 4 6 3-2	内視鏡下甲状腺悪性腫瘍手術	
1	切除	27,550点
2	全摘及び亜全摘	37,160点
K 4 6 4	副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	
1	副甲状腺（上皮小体）摘出術	15,680点
2	副甲状腺（上皮小体）全摘術（一部筋肉移植）	33,790点
K 4 6 4-2	内視鏡下副甲状腺（上皮小体）腺腫過形成手術	20,660点
K 4 6 5	副甲状腺（上皮小体）悪性腫瘍手術（広汎）	39,000点
	（その他の頸部）	
K 4 6 6	斜角筋切断術	3,760点
K 4 6 7	頸癭、頸嚢摘出術	13,710点
K 4 6 8	頸肋切除術	15,240点
K 4 6 9	頸部郭清術	
1	片側	27,670点
2	両側	37,140点
K 4 7 0	頸部悪性腫瘍手術	41,920点
K 4 7 1	筋性斜頸手術	3,720点
	第7款 胸部	
	区分	
	（乳腺）	
K 4 7 2	乳腺膿瘍切開術	980点
K 4 7 3	削除	
K 4 7 4	乳腺腫瘍摘出術	
1	長径5センチメートル未満	3,190点
2	長径5センチメートル以上	6,730点
K 4 7 4-2	乳管腺葉区域切除術	12,820点
K 4 7 4-3	乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術（一連につき）	
1	マンモグラフィー又は超音波装置によるもの	6,240点
2	MR Iによるもの	8,210点
K 4 7 5	乳房切除術	6,040点
K 4 7 5-2	乳癌冷凍凝固摘出術	8,690点
K 4 7 6	乳腺悪性腫瘍手術	
1	単純乳房切除術（乳腺全摘術）	14,820点
2	乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	28,210点
3	乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	22,520点
4	乳房部分切除術（腋窩部郭清を伴うもの（内視鏡下によるものを含む。））	42,350点
5	乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施しないもの	42,350点

6	乳房切除術（腋窩鎖骨下部郭清を伴うもの）・胸筋切除を併施するもの	42,350点
7	拡大乳房切除術（胸骨旁、鎖骨上、下窩など郭清を併施するもの）	52,820点
8	乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴わないもの）	27,810点
9	乳輪温存乳房切除術（腋窩部郭清を伴うもの）	48,340点
注1	放射性同位元素及び色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合又はインドシアニングリーンを用いたリンパ節生検を行った場合には、乳がんセンチネルリンパ節加算1として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
2	放射性同位元素又は色素を用いたセンチネルリンパ節生検を行った場合には、乳がんセンチネルリンパ節加算2として、3,000点を所定点数に加算する。ただし、当該検査に用いた色素の費用は、算定しない。	
K 4 7 6 - 2	陥没乳頭形成術、再建乳房乳頭形成術	7,350点
K 4 7 6 - 3	動脈（皮）弁及び筋（皮）弁を用いた乳房再建術（乳房切除後）	
1	一次的に行うもの	49,120点
2	二次的に行うもの	53,560点
K 4 7 6 - 4	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後） （胸壁）	25,000点
K 4 7 7	胸壁膿瘍切開術	700点
K 4 7 8	肋骨・胸骨カリエス又は肋骨骨髓炎手術	8,950点
K 4 7 9	削除	
K 4 8 0	胸壁冷膿瘍手術	7,810点
K 4 8 0 - 2	流注膿瘍切開搔爬術	7,670点
K 4 8 1	肋骨骨折観血的手術	10,330点
K 4 8 2	肋骨切除術	
1	第1肋骨	16,900点
2	その他の肋骨	5,160点
K 4 8 3	胸骨切除術、胸骨骨折観血手術	12,120点
K 4 8 4	胸壁悪性腫瘍摘出術	
1	胸壁形成手術を併施するもの	56,000点
2	その他のもの	28,210点
K 4 8 4 - 2	胸骨悪性腫瘍摘出術	
1	胸壁形成手術を併施するもの	43,750点
2	その他のもの	28,210点
K 4 8 5	胸壁腫瘍摘出術	12,960点
K 4 8 6	胸壁瘻手術	23,520点
K 4 8 7	漏斗胸手術	
1	胸骨挙上法によるもの	28,210点
2	胸骨翻転法によるもの	37,370点
3	胸腔鏡によるもの	39,260点
4	胸骨挙上用固定具抜去術 （胸腔、胸膜）	5,680点
K 4 8 8	試験開胸術	10,800点
K 4 8 8 - 2	試験的開胸開腹術	17,380点
K 4 8 8 - 3	胸腔鏡下試験開胸術	13,500点
K 4 8 8 - 4	胸腔鏡下試験切除術	15,800点
K 4 8 9 から K 4 9 2 まで	削除	
K 4 9 3	骨膜外、胸膜外充填術	23,520点
K 4 9 4	胸腔内（胸膜内）血腫除去術	15,350点

K 4 9 5	削除		
K 4 9 6	膿胸膜、胸膜肺切除術		
	1	1 肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
	2	1 肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K 4 9 6-2	胸腔鏡下膿胸膜又は胸膜肺切除術		51,850点
K 4 9 6-3	胸膜外肺剥皮術		
	1	1 肺葉に相当する範囲以内のもの	26,340点
	2	1 肺葉に相当する範囲を超えるもの	33,150点
K 4 9 6-4	胸腔鏡下膿胸腔搔爬術		32,690点
K 4 9 6-5	経皮的膿胸ドレナージ術		5,400点
	注	挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 4 9 7	膿胸腔有茎筋肉弁充填術		38,610点
K 4 9 7-2	膿胸腔有茎大網充填術		57,100点
K 4 9 8	胸郭形成手術（膿胸手術の場合）		
	1	肋骨切除を主とするもの	42,020点
	2	胸膜肺切除を併施するもの	49,200点
K 4 9 9	胸郭形成手術（肺切除後遺残腔を含む。）		16,540点
K 5 0 0	削除		
K 5 0 1	乳糜胸手術		17,290点
K 5 0 1-2	胸腔・腹腔シャントバルブ設置術		12,530点
K 5 0 1-3	胸腔鏡下胸管結紮術（乳糜胸手術）		15,230点
		（縦隔）	
K 5 0 2	縦隔腫瘍、胸腺摘出術		38,850点
K 5 0 2-2	縦隔切開術		
	1	頸部からのもの、経食道によるもの	6,390点
	2	経胸腔によるもの、経腹によるもの	20,050点
K 5 0 2-3	胸腔鏡下縦隔切開術		31,300点
K 5 0 2-4	拡大胸腺摘出術		36,000点
	注	重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。	
K 5 0 2-5	胸腔鏡下拡大胸腺摘出術		58,950点
	注	重症筋無力症に対して実施された場合に限り算定する。	
K 5 0 3	縦隔郭清術		37,010点
K 5 0 4	縦隔悪性腫瘍手術		
	1	単純摘出	38,850点
	2	広汎摘出	58,820点
K 5 0 4-2	胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術		58,950点
		（気管支、肺）	
K 5 0 5及びK 5 0 6	削除		
K 5 0 7	肺膿瘍切開排膿術		31,030点
K 5 0 8	気管支狭窄拡張術（気管支鏡によるもの）		10,150点
K 5 0 8-2	気管・気管支ステント留置術		
	1	硬性鏡によるもの	11,400点
	2	軟性鏡によるもの	8,960点
K 5 0 8-3	気管支熱形成術		10,150点
K 5 0 9	気管支異物除去術		
	1	直達鏡によるもの	9,260点
	2	開胸手術によるもの	45,650点
K 5 0 9-2	気管支肺胞洗浄術		4,800点
	注	成人の肺胞蛋白症に対して治療の目的で行われた場合に限り算定する。	

K 5 0 9 - 3	気管支内視鏡的放射線治療用マーカー留置術	10,000点
K 5 0 9 - 4	気管支瘻孔閉鎖術	9,130点
K 5 1 0	気管支腫瘍摘出術（気管支鏡又は気管支ファイバースコープによるもの）	8,040点
K 5 1 0 - 2	光線力学療法	
	1 早期肺がん（0期又は1期に限る。）に対するもの	10,450点
	2 その他のもの	10,450点
K 5 1 0 - 3	気管支鏡下レーザー腫瘍焼灼術	12,020点
K 5 1 1	肺切除術	
	1 楔状部分切除	27,520点
	2 区域切除（1肺葉に満たないもの）	58,430点
	3 肺葉切除	58,350点
	4 複合切除（1肺葉を超えるもの）	64,850点
	5 1側肺全摘	59,830点
	6 気管支形成を伴う肺切除	76,230点
K 5 1 2	削除	
K 5 1 3	胸腔鏡下肺切除術	
	1 肺嚢胞手術（楔状部分切除によるもの）	39,830点
	2 部分切除	45,300点
	3 区域切除	72,600点
	4 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	81,000点
K 5 1 3 - 2	胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術	58,950点
K 5 1 3 - 3	胸腔鏡下良性胸壁腫瘍手術	58,950点
K 5 1 3 - 4	胸腔鏡下肺縫縮術	53,130点
K 5 1 4	肺悪性腫瘍手術	
	1 部分切除	60,350点
	2 区域切除	69,250点
	3 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	72,640点
	4 肺全摘	72,640点
	5 隣接臓器合併切除を伴う肺切除	78,400点
	6 気管支形成を伴う肺切除	80,460点
	7 気管分岐部切除を伴う肺切除	124,860点
	8 気管分岐部再建を伴う肺切除	127,130点
	9 胸膜肺全摘	92,000点
	10 壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）	105,000点
	注 9及び10については、悪性びまん性胸膜中皮腫に対して実施した場合に限り算定する。	
K 5 1 4 - 2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術	
	1 部分切除	60,170点
	2 区域切除	72,640点
	3 肺葉切除又は1肺葉を超えるもの	92,000点
K 5 1 4 - 3	移植用肺採取術（死体）（両側）	63,200点
	注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 5 1 4 - 4	同種死体肺移植術	139,230点
	注1 肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	2 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
	3 両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。	
K 5 1 4 - 5	移植用部分肺採取術（生体）	60,750点

注 肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。

K 5 1 4 - 6	生体部分肺移植術	130,260点
注 1	生体部分肺を移植した場合は、生体部分肺の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
2	肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
3	抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
4	両側肺を移植した場合は、両側肺移植加算として、45,000点を所定点数に加算する。	
K 5 1 5	肺剥皮術	32,600点
K 5 1 6	気管支瘻閉鎖術	59,170点
K 5 1 7	肺縫縮術	28,220点
K 5 1 8	気管支形成手術	
1	楔状切除術	64,030点
2	輪状切除術	66,010点
K 5 1 9	先天性気管狭窄症手術 (食道)	146,950点
K 5 2 0	食道縫合術(穿孔、損傷)	
1	頸部手術	17,070点
2	開胸手術	28,210点
3	開腹手術	17,750点
4	内視鏡によるもの	10,300点
K 5 2 1	食道周囲膿瘍切開誘導術	
1	開胸手術	28,210点
2	胸骨切開によるもの	23,290点
3	その他のもの(頸部手術を含む。)	7,920点
K 5 2 2	食道狭窄拡張術	
1	内視鏡によるもの	9,450点
2	食道ブジー法	2,950点
3	拡張用バルーンによるもの	12,480点
注	短期間又は同一入院期間中、回数にかかわらず、第1回目の実施日に1回に限り算定する。	
K 5 2 2 - 2	食道ステント留置術	6,300点
K 5 2 2 - 3	食道空置バイパス作成術	65,900点
K 5 2 3	食道異物摘出術	
1	頸部手術によるもの	27,890点
2	開胸手術によるもの	28,210点
3	開腹手術によるもの	27,720点
K 5 2 3 - 2	硬性内視鏡下食道異物摘出術	5,360点
注	硬性内視鏡下食道異物摘出術と併せて行った、区分番号K 3 6 9に掲げる咽頭異物摘出術(2に限る。)及び区分番号K 6 5 3 - 3に掲げる内視鏡的食道及び胃内異物摘出術の費用は所定点数に含まれる。	
K 5 2 4	食道憩室切除術	
1	頸部手術によるもの	24,730点
2	開胸によるもの	34,570点
K 5 2 4 - 2	胸腔鏡下食道憩室切除術	39,930点
K 5 2 4 - 3	腹腔鏡下食道憩室切除術	39,930点
K 5 2 5	食道切除再建術	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点

2	胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3	腹部の操作によるもの	51,420点
K 5 2 5 - 2	胸壁外皮膚管形成吻合術	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	77,040点
2	胸部、腹部の操作によるもの	69,690点
3	腹部の操作によるもの	51,420点
4	バイパスのみ作成する場合	45,230点
K 5 2 5 - 3	非開胸食道抜去術（消化管再建手術を併施するもの）	69,690点
K 5 2 6	食道腫瘍摘出術	
1	内視鏡によるもの	8,480点
2	開胸又は開腹手術によるもの	37,550点
3	腹腔鏡下、縦隔鏡下又は胸腔鏡下によるもの	50,250点
K 5 2 6 - 2	内視鏡的食道粘膜切除術	
1	早期悪性腫瘍粘膜切除術	8,840点
2	早期悪性腫瘍粘膜下層剥離術	22,100点
K 5 2 6 - 3	内視鏡的表在性食道悪性腫瘍光線力学療法	12,950点
K 5 2 6 - 4	内視鏡的食道悪性腫瘍光線力学療法	22,100点
K 5 2 7	食道悪性腫瘍手術（単に切除のみのもの）	
1	頸部食道の場合	47,530点
2	胸部食道の場合	56,950点
K 5 2 7 - 2	食道切除術（単に切除のみのもの）	46,100点
K 5 2 8	先天性食道閉鎖症根治手術	64,820点
K 5 2 8 - 2	先天性食道狭窄症根治手術	51,220点
K 5 2 8 - 3	胸腔鏡下先天性食道閉鎖症根治手術	76,320点
K 5 2 9	食道悪性腫瘍手術（消化管再建手術を併施するもの）	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	122,540点
2	胸部、腹部の操作によるもの	101,490点
3	腹部の操作によるもの	69,840点
	注1 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
	2 血行再建を併せて行った場合には、3,000点を所定点数に加算する。	
K 5 2 9 - 2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術	
1	頸部、胸部、腹部の操作によるもの	133,240点
2	胸部、腹部の操作によるもの	109,190点
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、7,500点を加算する。	
K 5 2 9 - 3	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術	109,240点
K 5 3 0	食道アカラシア形成手術	32,710点
K 5 3 0 - 2	腹腔鏡下食道アカラシア形成手術	44,500点
K 5 3 0 - 3	内視鏡下筋層切開術	11,340点
K 5 3 1	食道切除後2次的再建術	
1	皮弁形成によるもの	43,920点
2	消化管利用によるもの	64,300点
K 5 3 2	食道・胃静脈瘤手術	
1	血行遮断術を主とするもの	37,620点
2	食道離断術を主とするもの	37,620点
K 5 3 2 - 2	食道静脈瘤手術（開腹）	34,240点
K 5 3 2 - 3	腹腔鏡下食道静脈瘤手術（胃上部血行遮断術）	49,800点
K 5 3 3	食道・胃静脈瘤硬化療法（内視鏡によるもの）（一連として）	8,990点
K 5 3 3 - 2	内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術 （横隔膜）	8,990点

K 5 3 4	横隔膜縫合術	
	1 経胸又は経腹	33,460点
	2 経胸及び経腹	40,910点
K 5 3 4-2	横隔膜レラクサチオ手術	
	1 経胸又は経腹	27,890点
	2 経胸及び経腹	37,620点
K 5 3 4-3	胸腔鏡下（腹腔鏡下を含む。）横隔膜縫合術	31,990点
K 5 3 4-4	腹腔鏡下横隔膜電極植込術	42,180点
K 5 3 5	胸腹裂孔ヘルニア手術	
	1 経胸又は経腹	29,560点
	2 経胸及び経腹	39,040点
K 5 3 6	後胸骨ヘルニア手術	27,380点
K 5 3 7	食道裂孔ヘルニア手術	
	1 経胸又は経腹	27,380点
	2 経胸及び経腹	38,290点
K 5 3 7-2	腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術	42,180点
	第8款 心・脈管	

区分

（心、心膜、肺動静脈、冠血管等）

K 5 3 8	心膜縫合術	9,180点
K 5 3 8-2	心筋縫合止血術（外傷性）	11,800点
K 5 3 9	心膜切開術	9,420点
K 5 3 9-2	心膜嚢胞、心膜腫瘍切除術	15,240点
K 5 3 9-3	胸腔鏡下心膜開窓術	16,540点
K 5 4 0	収縮性心膜炎手術	51,650点
K 5 4 1	試験開心術	24,700点
K 5 4 2	心腔内異物除去術	39,270点
K 5 4 3	心房内血栓除去術	39,270点
K 5 4 4	心腫瘍摘出術、心腔内粘液腫摘出術	
	1 単独のもの	60,600点
	2 冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	77,770点
	3 冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの	91,910点
K 5 4 5	開胸心臓マッサージ	9,400点
K 5 4 6	経皮的冠動脈形成術	
	1 急性心筋梗塞に対するもの	36,000点
	2 不安定狭心症に対するもの	22,000点
	3 その他のもの	19,300点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 7	経皮的冠動脈粥腫切除術	28,280点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 8	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）	
	1 高速回転式経皮経管アテレクトミーカテーテルによるもの	24,720点
	2 エキシマレーザー血管形成用カテーテルによるもの	24,720点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 4 9	経皮的冠動脈ステント留置術	
	1 急性心筋梗塞に対するもの	34,380点
	2 不安定狭心症に対するもの	24,380点
	3 その他のもの	21,680点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

K 5 5 0	冠動脈内血栓溶解療法	17,720点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 0-2	経皮的冠動脈血栓吸引術	19,640点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 1	冠動脈形成術（血栓内膜摘除）	
1	1箇所のもの	76,550点
2	2箇所以上のもの	79,860点
K 5 5 2	冠動脈、大動脈バイパス移植術	
1	1吻合のもの	71,570点
2	2吻合以上のもの	89,250点
	注 冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。	
K 5 5 2-2	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないもの）	
1	1吻合のもの	71,570点
2	2吻合以上のもの	91,350点
	注 冠動脈形成術（血栓内膜摘除）を併せて行った場合は、10,000点を加算する。	
K 5 5 3	心室瘤切除術（梗塞切除を含む。）	
1	単独のもの	63,390点
2	冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	80,060点
3	冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの	100,200点
K 5 5 3-2	左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術	
1	単独のもの	114,300点
2	冠動脈血行再建術（1吻合）を伴うもの	147,890点
3	冠動脈血行再建術（2吻合以上）を伴うもの	167,180点
K 5 5 4	弁形成術	
1	1弁のもの	79,860点
2	2弁のもの	93,170点
3	3弁のもの	106,480点
K 5 5 4-2	胸腔鏡下弁形成術	
1	1弁のもの	109,860点
2	2弁のもの	123,170点
K 5 5 5	弁置換術	
1	1弁のもの	85,500点
2	2弁のもの	100,200点
3	3弁のもの	114,510点
	注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 5 5-2	経カテーテル大動脈弁置換術	
1	経心尖大動脈弁置換術	61,530点
2	経皮的動脈弁置換術	39,060点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 5-3	胸腔鏡下弁置換術	
1	1弁のもの	115,500点
2	2弁のもの	130,200点
	注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 5 6	大動脈弁狭窄直視下切開術	42,940点
K 5 5 6-2	経皮的動脈弁拡張術	37,430点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 7	大動脈弁上狭窄手術	71,570点

K 5 5 7 - 2	大動脈弁下狭窄 ^{さく} 切除術（線維性、筋肥厚性を含む。）	78,260点
K 5 5 7 - 3	弁輪拡大術を伴う大動脈弁置換術	157,840点
	注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 5 5 5 弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 5 7 - 4	ダムス・ケー・スタンセル（DKS）吻合 ^{ふん} を伴う大動脈狭窄症 ^{さく} 手術	115,750点
K 5 5 8	ロス手術（自己肺動脈弁組織による大動脈基部置換術）	192,920点
K 5 5 9	閉鎖式僧帽弁交連切開術	38,450点
K 5 5 9 - 2	経皮的僧帽弁拡張術	34,930点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 5 9 - 3	経皮的僧帽弁クリップ術	34,930点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 6 0	大動脈瘤 ^{りゅう} 切除術（吻合 ^{ふん} 又は移植を含む。）	
1	上行大動脈	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	114,510点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	128,820点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	148,860点
ニ	その他のもの	100,200点
2	弓部大動脈	114,510点
3	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ	その他のもの	171,760点
4	下行大動脈	89,250点
5	胸腹部大動脈	249,750点
6	腹部大動脈（分枝血管の再建を伴うもの）	59,080点
7	腹部大動脈（その他のもの）	52,000点
	注 過去に心臓弁手術を行ったものに対して弁手術を行った場合には、心臓弁再置換術加算として、所定点数に区分番号K 5 5 5 弁置換術の所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 6 0 - 2	オープン型ステントグラフト内挿術	
1	弓部大動脈	114,510点
2	上行大動脈及び弓部大動脈の同時手術	
イ	大動脈弁置換術又は形成術を伴うもの	187,370点
ロ	人工弁置換術を伴う大動脈基部置換術	210,790点
ハ	自己弁温存型大動脈基部置換術	243,580点
ニ	その他のもの	171,760点
3	下行大動脈	89,250点
K 5 6 1	ステントグラフト内挿術	
1	血管損傷の場合	43,830点
2	1以外の場合	
イ	胸部大動脈	56,560点
ロ	腹部大動脈	49,440点
ハ	腸骨動脈	43,830点
K 5 6 2	動脈管開存症手術	
1	経皮的動脈管開存閉鎖術	22,780点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
2	動脈管開存閉鎖術（直視下）	22,000点

K 5 6 2 - 2	胸腔鏡下動脈管開存閉鎖術	27,400点
K 5 6 3	肺動脈絞扼術	39,410点
K 5 6 4	血管輪又は重複大動脈弓離断手術	43,150点
K 5 6 5	巨大側副血管手術（肺内肺動脈統合術）	94,420点
K 5 6 6	体動脈肺動脈短絡手術（ブラロック手術、ウォーターストン手術）	44,670点
K 5 6 7	大動脈縮窄（離断）症手術	
	1 単独のもの	57,250点
	2 心室中隔欠損症手術を伴うもの	100,200点
	3 複雑心奇形手術を伴うもの	173,620点
K 5 6 7 - 2	経皮的動脈形成術	37,430点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 5 6 8	大動脈肺動脈中隔欠損症手術	
	1 単独のもの	80,840点
	2 心内奇形手術を伴うもの	97,690点
K 5 6 9	三尖弁手術（エプスタイン氏奇形、ウール氏病手術）	103,640点
K 5 7 0	肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術	
	1 肺動脈弁切開術（単独のもの）	35,750点
	2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	74,460点
K 5 7 0 - 2	経皮的肺動脈弁拡張術	34,410点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 0 - 3	経皮的肺動脈形成術	31,280点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 5 7 0 - 4	経皮的肺動脈穿通・拡大術	35,080点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 1	肺静脈還流異常症手術	
	1 部分肺静脈還流異常	50,970点
	2 総肺静脈還流異常	
	イ 心臓型	109,310点
	ロ その他のもの	129,310点
K 5 7 2	肺静脈形成術	58,930点
K 5 7 3	心房中隔欠損作成術	
	1 経皮的心房中隔欠損作成術（ラッシュキンド法）	16,090点
	2 心房中隔欠損作成術	36,900点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 4	心房中隔欠損閉鎖術	
	1 単独のもの	39,130点
	2 肺動脈弁狭窄を合併するもの	45,130点
K 5 7 4 - 2	経皮的心房中隔欠損閉鎖術	31,850点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 4 - 3	経皮的卵円孔開存閉鎖術	31,850点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 7 5	三心房心手術	68,940点
K 5 7 6	心室中隔欠損閉鎖術	
	1 単独のもの	52,320点
	2 肺動脈絞扼術後肺動脈形成を伴うもの	65,830点
	3 大動脈弁形成を伴うもの	66,060点
	4 右室流出路形成を伴うもの	71,570点
K 5 7 7	バルサルバ洞動脈瘤手術	
	1 単独のもの	71,570点

	2 大動脈閉鎖不全症手術を伴うもの	85,880点
K 5 7 8	右室二腔症手術	80,490点
K 5 7 9	不完全型房室中隔欠損症手術	
	1 心房中隔欠損パッチ閉鎖術（単独のもの）	60,330点
	2 心房中隔欠損パッチ閉鎖術及び弁形成術を伴うもの	66,060点
K 5 7 9-2	完全型房室中隔欠損症手術	
	1 心房及び心室中隔欠損パッチ閉鎖術を伴うもの	107,350点
	2 ファロー四徴症手術を伴うもの	192,920点
K 5 8 0	ファロー四徴症手術	
	1 右室流出路形成術を伴うもの	71,000点
	2 末梢肺動脈形成術を伴うもの	94,060点
K 5 8 1	肺動脈閉鎖症手術	
	1 単独のもの	100,200点
	2 ラステリ手術を伴うもの	173,620点
	3 巨大側副血管術を伴うもの	231,500点
	注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 2	両大血管右室起始症手術	
	1 単独のもの	85,880点
	2 右室流出路形成を伴うもの	128,820点
	3 心室中隔欠損閉鎖術及び大血管血流転換を伴うもの（タウシヒ・ビング奇形手術）	192,920点
K 5 8 3	大血管転位症手術	
	1 心房内血流転換手術（マスタートド・セニング手術）	114,510点
	2 大血管血流転換術（ジャターン手術）	144,690点
	3 心室中隔欠損閉鎖術を伴うもの	173,620点
	4 ラステリ手術を伴うもの	154,330点
	注 4については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 4	修正大血管転位症手術	
	1 心室中隔欠損パッチ閉鎖術	85,790点
	2 根治手術（ダブルスイッチ手術）	201,630点
	注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 5	総動脈幹症手術	143,860点
K 5 8 6	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術	
	1 両方向性グレン手術	71,570点
	2 フォンタン手術	85,880点
	3 心室中隔造成術	181,350点
	注 2については、過去に当該手術を行ったものに対して同一部位の人工血管等の再置換術を実施した場合は、人工血管等再置換術加算として、所定点数に所定点数の100分の50に相当する点数を加算する。	
K 5 8 7	左心低形成症候群手術（ノルウッド手術）	179,310点
K 5 8 8	冠動静脈瘻開胸的遮断術	53,240点
K 5 8 9	冠動脈起始異常症手術	85,880点
K 5 9 0	心室憩室切除術	76,710点

K 5 9 1	心臓脱手術	113,400点
K 5 9 2	肺動脈塞栓除去術	48,880点
K 5 9 2-2	肺動脈血栓内膜摘除術	135,040点
K 5 9 3	肺静脈血栓除去術	39,270点
K 5 9 4	不整脈手術	
	1 副伝導路切断術	89,250点
	2 心室頻拍症手術	147,890点
	3 メイズ手術	98,640点
	4 左心耳閉鎖術	
	イ 開胸手術によるもの	37,800点
	ロ 経カテーテル的手術によるもの	34,930点
	注1 4のイについては、別に厚生労働大臣が定める患者に対して実施した場合であ って、区分番号K 5 5 2、K 5 5 2-2、K 5 5 4、K 5 5 5、K 5 5 7からK 5 5 7-3まで、K 5 6 0及びK 5 9 4の3に掲げる手術と併せて実施した場合 に限り算定する。	
	2 4のロについては、手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 9 4-2	肺静脈隔離術	72,230点
K 5 9 5	経皮的カテーテル心筋焼灼術 ^{しやく}	
	1 心房中隔穿刺又は心外膜アプローチを伴うもの	40,760点
	2 その他のもの	34,370点
	注1 三次元カラーマッピング下で行った場合には、三次元カラーマッピング加算と して、17,000点を所定点数に加算する。	
	2 磁気ナビゲーション法により行った場合は、磁気ナビゲーション加算として、 5,000点を所定点数に加算する。	
	3 手術に伴う画像診断及び検査 ^{しやく} の費用は、算定しない。	
K 5 9 5-2	経皮的中隔心筋焼灼術 ^{しやく}	24,390点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 5 9 6	体外ペースメーカー術	3,370点
K 5 9 7	ペースメーカー移植術	
	1 心筋電極の場合	15,060点
	2 経静脈電極の場合	9,520点
	3 リードレスペースメーカーの場合	9,520点
K 5 9 7-2	ペースメーカー交換術	4,000点
K 5 9 7-3	植込型心電図記録計移植術	1,260点
K 5 9 7-4	植込型心電図記録計摘出術	840点
K 5 9 8	両心室ペースメーカー移植術	
	1 心筋電極の場合	31,510点
	2 経静脈電極の場合	31,510点
K 5 9 8-2	両心室ペースメーカー交換術	
	1 心筋電極の場合	5,000点
	2 経静脈電極の場合	5,000点
K 5 9 9	植込型除細動器移植術	
	1 心筋リードを用いるもの	31,510点
	2 経静脈リードを用いるもの	31,510点
	3 皮下植込型リードを用いるもの	24,310点
K 5 9 9-2	植込型除細動器交換術	
	1 心筋リードを用いるもの	7,200点
	2 その他のもの	7,200点
K 5 9 9-3	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術	

1	心筋電極の場合	35,200点
2	経静脈電極の場合	35,200点
	注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の移植術を行った場合に算定する。	
K 5 9 9 - 4	両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術	
1	心筋電極の場合	7,200点
2	経静脈電極の場合	7,200点
	注 両室ペーシング機能付き植込型除細動器の交換術を行った場合に算定する。	
K 5 9 9 - 5	経静脈電極抜去術	
1	レーザーシースを用いるもの	28,600点
2	レーザーシースを用いないもの	22,210点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 0 0	大動脈バルーンパンピング法（I A B P法）（1日につき）	
1	初日	8,780点
2	2日目以降	3,680点
	注 挿入に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 0 1	人工心肺（1日につき）	
1	初日	30,150点
2	2日目以降	3,000点
	注1 初日に、補助循環、選択的冠灌流又は逆行性冠灌流を併せて行った場合には、4,800点を所定点数に加算する（主たるもののみを算定する。）。 2 初日に選択的脳灌流を併せて行った場合は、7,000点を所定点数に加算する。 3 カニュレーション料は、所定点数に含まれるものとする。	
K 6 0 2	経皮的心肺補助法（1日につき）	
1	初日	11,100点
2	2日目以降	3,120点
K 6 0 2 - 2	経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）（1日につき）	
1	初日	11,100点
2	2日目以降	3,680点
K 6 0 3	補助人工心臓（1日につき）	
1	初日	54,370点
2	2日目以降30日目まで	5,000点
3	31日目以降	4,000点
K 6 0 3 - 2	小児補助人工心臓（1日につき）	
1	初日	63,150点
2	2日目以降30日目まで	8,680点
3	31日目以降	7,680点
K 6 0 4	削除	
K 6 0 4 - 2	植込型補助人工心臓（非拍動流型）	
1	初日（1日につき）	58,500点
2	2日目以降30日目まで（1日につき）	5,000点
3	31日目以降90日目まで（1日につき）	2,780点
4	91日目以降（1日につき）	1,800点
K 6 0 5	移植用心採取術	62,720点
	注 心提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 0 5 - 2	同種心移植術	192,920点
	注1 心移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。 2 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 6 0 5 - 3	移植用心肺採取術	100,040点

	注 心肺提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 0 5 - 4	同種心肺移植術	286, 010点
	注1 心肺移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	2 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4, 000点を所定点数に加算する。	
K 6 0 5 - 5	骨格筋由来細胞シート心表面移植術 (動脈)	9, 420点
K 6 0 6	血管露出術	530点
K 6 0 7	血管結紮術	
	1 開胸又は開腹を伴うもの	12, 660点
	2 その他のもの	4, 500点
K 6 0 7 - 2	血管縫合術 (簡単なもの)	3, 760点
K 6 0 7 - 3	上腕動脈表在化法	5, 000点
K 6 0 8	動脈塞栓除去術	
	1 開胸又は開腹を伴うもの	28, 560点
	2 その他のもの (観血的なもの)	11, 180点
K 6 0 8 - 2	削除	
K 6 0 8 - 3	内シャント血栓除去術	3, 130点
K 6 0 9	動脈血栓内膜摘出術	
	1 大動脈に及ぶもの	40, 950点
	2 内頸動脈	43, 880点
	3 その他のもの	28, 450点
K 6 0 9 - 2	経皮的頸動脈ステント留置術	34, 740点
	注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	2 内頸動脈又は総頸動脈に対して行われた場合に限り算定する。	
K 6 1 0	動脈形成術、吻合術	
	1 頭蓋内動脈	99, 700点
	2 胸腔内動脈 (大動脈を除く。)	52, 570点
	3 腹腔内動脈 (大動脈を除く。)	47, 790点
	4 指 (手、足) の動脈	18, 400点
	5 その他の動脈	21, 700点
K 6 1 0 - 2	脳新生血管造成術	52, 550点
K 6 1 0 - 3	削除	
K 6 1 0 - 4	四肢の血管吻合術	18, 080点
K 6 1 0 - 5	血管吻合術及び神経再接合術 (上腕動脈、正中神経及び尺骨神経)	18, 080点
K 6 1 1	抗悪性腫瘍剤動脈、静脈又は腹腔内持続注入用植込型カテーテル設置	
	1 開腹して設置した場合	17, 940点
	2 四肢に設置した場合	16, 250点
	3 頭頸部その他に設置した場合	16, 640点
K 6 1 2	末梢動静脈瘻造設術	
	1 内シャント造設術	
	イ 単純なもの	12, 080点
	ロ 静脈転位を伴うもの	15, 300点
	2 その他のもの	7, 760点
K 6 1 3	腎血管性高血圧症手術 (経皮的腎血管拡張術)	31, 840点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 6 1 4	血管移植術、バイパス移植術	
	1 大動脈	70, 700点
	2 胸腔内動脈	64, 050点

3	腹腔 ^{くう} 内動脈	56,560点
4	頭、頸部 ^{けい} 動脈	55,050点
5	下腿 ^{たい} 、足部動脈	62,670点
6	膝窩 ^{しつか} 動脈	42,500点
7	その他の動脈	30,290点
K 6 1 5	血管塞栓術（頭部、胸腔、腹腔 ^{くう} 内血管等）	
1	止血術	23,110点
2	選択的動脈化学塞栓術	20,040点
3	その他のもの	18,620点
K 6 1 5 - 2	経皮的 ^{けい} 大動脈遮断術	1,660点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 6 1 6	四肢の血管拡張術・血栓除去術	22,590点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6 - 2	頸動脈球摘出術	10,800点
K 6 1 6 - 3	経皮的胸部血管拡張術（先天性心疾患術後に限る。）	24,550点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 6 1 6 - 4	経皮的シャント拡張術・血栓除去術	
1	初回	12,000点
2	1の実施後3月以内に実施する場合	12,000点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6 - 5	経皮的血管内異物除去術	14,000点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 6 - 6	経皮的下肢動脈形成術	24,270点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	（静脈）	
K 6 1 7	下肢静脈 ^{りゅう} 瘤手術	
1	抜去切除術	10,200点
2	硬化療法（一連として）	1,720点
3	高位 ^{きつ} 結紮術	3,130点
K 6 1 7 - 2	大伏在静脈 ^{りゅう} 抜去術	10,200点
K 6 1 7 - 3	静脈 ^{りゅう} 瘤切除術（下肢以外）	1,820点
K 6 1 7 - 4	下肢静脈 ^{りゅう} 瘤血管内焼灼 ^{やく} 術	10,200点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 7 - 5	内視鏡下下肢静脈 ^{りゅう} 瘤不全穿通枝切離術	10,200点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 1 7 - 6	下肢静脈 ^{りゅう} 瘤血管内塞栓術	14,360点
K 6 1 8	中心静脈注射用植込型カテーテル設置	
1	四肢に設置した場合	10,500点
2	頭頸部 ^{けい} その他に設置した場合	10,800点
	注1 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、300点を加算する。	
	2 使用したカテーテル、カテーテルアクセス等の材料の費用は、これらの点数に含まれるものとする。	
K 6 1 9	静脈血栓摘出術	
1	開腹を伴うもの	22,070点
2	その他のもの（観血的なもの）	13,100点
K 6 1 9 - 2	総腸骨静脈及び股静脈血栓除去術	32,100点
K 6 2 0	下大静脈フィルター留置術	10,160点
K 6 2 0 - 2	下大静脈フィルター除去術	6,490点
K 6 2 1	門脈体循環 ^{ふん} 静脈吻合術（門脈圧亢進症手術）	40,650点

K 6 2 2	胸管内頸静脈吻合術	37,620点
K 6 2 3	静脈形成術、吻合術	
	1 胸腔内静脈	25,200点
	2 腹腔内静脈	25,200点
	3 その他の静脈	16,140点
K 6 2 3-2	脾腎静脈吻合術 (リンパ管、リンパ節)	21,220点
K 6 2 4	削除	
K 6 2 5	リンパ管腫摘出術	
	1 長径5センチメートル未満	13,090点
	2 長径5センチメートル以上	16,390点
K 6 2 6	リンパ節摘出術	
	1 長径3センチメートル未満	1,200点
	2 長径3センチメートル以上	2,880点
K 6 2 6-2	リンパ節膿瘍切開術	910点
K 6 2 7	リンパ節群郭清術	
	1 顎下部又は舌下部(浅在性)	10,870点
	2 頸部(深在性)	24,090点
	3 鎖骨上窩及び下窩	14,460点
	4 腋窩	17,750点
	5 胸骨旁	23,190点
	6 鼠径部及び股部	8,710点
	7 後腹膜	41,380点
	8 骨盤	26,800点
K 6 2 7-2	腹腔鏡下リンパ節群郭清術	
	1 後腹膜	40,670点
	2 傍大動脈	35,500点
	3 骨盤	41,090点
	注 1及び3については泌尿器がん(1については精巣がんに限る。)から、2については子宮体がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 7-3	腹腔鏡下小切開骨盤内リンパ節群郭清術	26,460点
	注 泌尿器がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 7-4	腹腔鏡下小切開後腹膜リンパ節群郭清術	39,720点
	注 精巣がんから転移したものに対して実施した場合に限り算定する。	
K 6 2 8	リンパ管吻合術	34,450点
	第9款 腹部	
区分		
	(腹壁、ヘルニア)	
K 6 2 9	削除	
K 6 3 0	腹壁膿瘍切開術	1,270点
K 6 3 1	腹壁瘻手術	
	1 腹壁に限局するもの	1,820点
	2 腹腔に通ずるもの	10,050点
K 6 3 2	腹壁腫瘍摘出術	
	1 形成手術を必要としない場合	4,310点
	2 形成手術を必要とする場合	11,210点
K 6 3 3	ヘルニア手術	
	1 腹壁癒痕ヘルニア	9,950点
	2 半月状線ヘルニア、白線ヘルニア、腹直筋離開	6,200点

3	臍ヘルニア	4,200点
4	臍帯ヘルニア	18,810点
5	鼠径ヘルニア	6,000点
6	大腿ヘルニア	8,860点
7	腰ヘルニア	8,880点
8	骨盤部ヘルニア（閉鎖孔ヘルニア、坐骨ヘルニア、会陰ヘルニア）	18,810点
9	内ヘルニア	18,810点
K 6 3 3 - 2	腹腔鏡下ヘルニア手術	
1	腹壁癒痕ヘルニア	16,520点
2	大腿ヘルニア	18,550点
3	半月状線ヘルニア、白線ヘルニア	13,820点
4	臍ヘルニア	11,420点
5	閉鎖孔ヘルニア	24,130点
K 6 3 4	腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側） （腹膜、後腹膜、腸間膜、網膜）	22,960点
K 6 3 5	胸水・腹水濾過濃縮再静注法	4,990点
K 6 3 5 - 2	腹腔・静脈シャントバルブ設置術	6,730点
K 6 3 5 - 3	連続携行式腹膜灌流用カテーテル腹腔内留置術	12,000点
K 6 3 6	試験開腹術	6,660点
K 6 3 6 - 2	ダメージコントロール手術	12,340点
K 6 3 6 - 3	腹腔鏡下試験開腹術	11,320点
K 6 3 6 - 4	腹腔鏡下試験切除術	11,320点
K 6 3 7	限局性腹腔膿瘍手術	
1	横隔膜下膿瘍	10,690点
2	ダグラス窩膿瘍	5,710点
3	虫垂周囲膿瘍	5,340点
4	その他のもの	9,270点
K 6 3 7 - 2	経皮的腹腔膿瘍ドレナージ術 注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	10,800点
K 6 3 8	骨盤腹膜外膿瘍切開排膿術	3,290点
K 6 3 9	急性汎発性腹膜炎手術	14,400点
K 6 3 9 - 2	結核性腹膜炎手術	12,000点
K 6 3 9 - 3	腹腔鏡下汎発性腹膜炎手術	23,040点
K 6 4 0	腸間膜損傷手術	
1	縫合、修復のみのもの	10,390点
2	腸管切除を伴うもの	26,880点
K 6 4 1	大網切除術	8,720点
K 6 4 2	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	
1	腸切除を伴わないもの	14,290点
2	腸切除を伴うもの	29,970点
K 6 4 2 - 2	腹腔鏡下大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術	32,310点
K 6 4 2 - 3	腹腔鏡下小切開後腹膜腫瘍摘出術	30,310点
K 6 4 3	後腹膜悪性腫瘍手術	48,510点
K 6 4 3 - 2	腹腔鏡下小切開後腹膜悪性腫瘍手術	50,610点
K 6 4 4	臍腸管瘻手術	
1	腸管切除を伴わないもの	5,260点
2	腸管切除を伴うもの	18,280点
K 6 4 5	骨盤内臓全摘術 （胃、十二指腸）	120,980点

K 6 4 6	胃血管結紮術（急性胃出血手術）	11,360点
K 6 4 7	胃縫合術（大網充填術又は被覆術を含む。）	12,190点
K 6 4 7-2	腹腔鏡下胃、十二指腸潰瘍穿孔縫合術	23,940点
K 6 4 7-3	内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術	10,300点
K 6 4 8	胃切開術	11,140点
K 6 4 9	胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）、胃捻転症手術	11,800点
K 6 4 9-2	腹腔鏡下胃吊上げ固定術（胃下垂症手術）、胃捻転症手術	22,320点
K 6 5 0	削除	
K 6 5 1	内視鏡的胃、十二指腸ステント留置術	9,210点
K 6 5 2	胃、十二指腸憩室切除術・ポリープ切除術（開腹によるもの）	11,530点
K 6 5 3	内視鏡的胃、十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
1	早期悪性腫瘍粘膜切除術	6,460点
2	早期悪性腫瘍胃粘膜下層剥離術	18,370点
3	早期悪性腫瘍十二指腸粘膜下層剥離術	21,370点
4	早期悪性腫瘍ポリープ切除術	6,230点
5	その他のポリープ・粘膜切除術	5,200点
K 6 5 3-2	食道・胃内異物除去摘出術（マグネットカテーテルによるもの）	3,200点
K 6 5 3-3	内視鏡的食道及び胃内異物摘出術	3,250点
K 6 5 3-4	内視鏡的表在性胃悪性腫瘍光線力学療法	6,460点
K 6 5 3-5	内視鏡的胃、十二指腸狭窄拡張術	12,480点
K 6 5 4	内視鏡的消化管止血術	4,600点
K 6 5 4-2	胃局所切除術	13,830点
K 6 5 4-3	腹腔鏡下胃局所切除術	
1	内視鏡処置を併施するもの	28,500点
2	その他のもの	20,400点
K 6 5 4-4	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）	30,000点
K 6 5 5	胃切除術	
1	単純切除術	33,850点
2	悪性腫瘍手術	55,870点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5-2	腹腔鏡下胃切除術	
1	単純切除術	45,470点
2	悪性腫瘍手術	64,120点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5-3	十二指腸窓（内方）憩室摘出術	26,910点
K 6 5 5-4	噴門側胃切除術	
1	単純切除術	40,170点
2	悪性腫瘍切除術	71,630点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 5-5	腹腔鏡下噴門側胃切除術	
1	単純切除術	54,010点
2	悪性腫瘍切除術	75,730点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K 6 5 6	胃縮小術	28,210点
K 6 5 6-2	腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）	40,050点
K 6 5 7	胃全摘術	
1	単純全摘術	50,920点
2	悪性腫瘍手術	69,840点
注	有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	

K 6 5 7 - 2	腹腔鏡下胃全摘術	
1	単純全摘術	64,740点
2	悪性腫瘍手術	83,090点
	注 有茎腸管移植を併せて行った場合は、5,000点を加算する。	
K 6 5 8	削除	
K 6 5 9	食道下部迷走神経切除術（幹迷切）	
1	単独のもの	13,600点
2	ドレナージを併施するもの	19,000点
3	胃切除術を併施するもの	37,620点
K 6 5 9 - 2	腹腔鏡下食道下部迷走神経切断術（幹迷切）	30,570点
K 6 6 0	食道下部迷走神経選択的切除術	
1	単独のもの	19,500点
2	ドレナージを併施するもの	28,210点
3	胃切除術を併施するもの	37,620点
K 6 6 0 - 2	腹腔鏡下食道下部迷走神経選択的切除術	34,100点
K 6 6 1	胃冠状静脈結紮及び切除術	17,400点
K 6 6 2	胃腸吻合術（ブラウン吻合を含む。）	16,010点
K 6 6 2 - 2	腹腔鏡下胃腸吻合術	18,890点
K 6 6 3	十二指腸空腸吻合術	13,400点
K 6 6 4	胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）	6,070点
K 6 6 4 - 2	経皮経食道胃管挿入術（P T E G）	14,610点
K 6 6 4 - 3	薬剤投与用胃瘻造設術	8,570点
K 6 6 5	胃瘻閉鎖術	
1	開腹又は腹腔鏡によるもの	12,040点
2	内視鏡によるもの	10,300点
K 6 6 5 - 2	胃瘻除去術	2,000点
K 6 6 6	幽門形成術（粘膜外幽門筋切開術を含む。）	10,500点
K 6 6 6 - 2	腹腔鏡下幽門形成術	17,060点
K 6 6 7	噴門形成術	16,980点
K 6 6 7 - 2	腹腔鏡下噴門形成術	37,620点
K 6 6 7 - 3	削除	
K 6 6 8	胃横断術（静脈瘤手術）	28,210点
K 6 6 8 - 2	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術 （胆嚢、胆道）	31,710点
K 6 6 9	胆管切開術	12,460点
K 6 7 0	胆嚢切開結石摘出術	11,800点
K 6 7 1	胆管切開結石摘出術（チューブ挿入を含む。）	
1	胆嚢摘出を含むもの	33,850点
2	胆嚢摘出を含まないもの	26,880点
K 6 7 1 - 2	腹腔鏡下胆管切開結石摘出術	
1	胆嚢摘出を含むもの	39,890点
2	胆嚢摘出を含まないもの	33,610点
K 6 7 2	胆嚢摘出術	27,670点
K 6 7 2 - 2	腹腔鏡下胆嚢摘出術	21,500点
K 6 7 3	胆管形成手術（胆管切除術を含む。）	37,620点
K 6 7 4	総胆管拡張症手術	59,490点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	
K 6 7 4 - 2	腹腔鏡下総胆管拡張症手術	110,000点
	注 乳頭形成を併せて行った場合は、5,000点を所定点数に加算する。	

K 6 7 5	胆 ^{のう} 囊 ^{すい} 悪性腫瘍手術	
	1 胆囊に限局するもの（リンパ節郭清を含む。）	45,520点
	2 肝切除（亜区域切除以上）を伴うもの	57,790点
	3 肝切除（葉以上）を伴うもの	77,450点
	4 臍 ^{すい} 頭 ^{すい} 十二指腸切除を伴うもの	101,590点
	5 臍 ^{すい} 頭 ^{すい} 十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの	173,500点
K 6 7 6	削除	
K 6 7 7	胆管 ^{すい} 悪性腫瘍手術	
	1 臍 ^{すい} 頭 ^{すい} 十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの	173,500点
	2 臍 ^{すい} 頭 ^{すい} 十二指腸切除及び血行再建を伴うもの	104,800点
	3 その他のもの	84,700点
K 6 7 7-2	肝門部胆管悪性腫瘍手術	
	1 血行再建あり	180,990点
	2 血行再建なし	101,090点
K 6 7 8	体外衝撃波胆石破碎術（一連につき）	16,300点
K 6 7 9	胆囊 ^{のう} 胃（腸） ^{ふん} 吻合術	11,580点
K 6 8 0	総胆管 ^{のう} 胃（腸） ^{ふん} 吻合術	33,850点
K 6 8 1	胆囊 ^{のう} 外 ^{ろう} 瘻 ^{ろう} 造設術	9,420点
K 6 8 2	胆管 ^{のう} 外 ^{ろう} 瘻 ^{ろう} 造設術	
	1 開腹によるもの	14,760点
	2 経皮経肝によるもの	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2-2	経皮的胆管ドレナージ術	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2-3	内視鏡的経鼻胆管ドレナージ術（ENBD）	10,800点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 8 2-4	超音波内視鏡下瘻孔形成術（腹腔内膿瘍に対するもの）	25,570点
K 6 8 3	削除	
K 6 8 4	先天性胆道閉鎖症手術	60,000点
K 6 8 4-2	腹腔鏡下胆道閉鎖症手術	119,200点
K 6 8 5	内視鏡的胆道結石除去術	
	1 胆道碎石術を伴うもの	14,300点
	2 その他のもの	9,980点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 6	内視鏡的胆道拡張術	13,820点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 7	内視鏡的乳頭切開術	
	1 乳頭括約筋切開のみのもの	11,270点
	2 胆道碎石術を伴うもの	24,550点
	3 胆道鏡下結石破碎術を伴うもの	31,700点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 8	内視鏡的胆道ステント留置術	11,540点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 6 8 9	経皮経肝胆管ステント挿入術	12,270点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	

K 6 8 9 - 2	経皮経肝バルーン拡張術	12,270点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。 (肝)	
K 6 9 0	肝縫合術	19,140点
K 6 9 1	肝膿瘍切開術	
	1 開腹によるもの	11,860点
	2 開胸によるもの	12,520点
K 6 9 1 - 2	経皮的肝膿瘍ドレナージ術	10,800点
	注 挿入時に行う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 6 9 2	肝嚢胞切開又は縫縮術	13,710点
K 6 9 2 - 2	腹腔鏡下肝嚢胞切開術	28,210点
K 6 9 3	肝内結石摘出術(開腹)	28,210点
K 6 9 4	肝嚢胞、肝膿瘍摘出術	28,210点
K 6 9 5	肝切除術	
	1 部分切除	
	イ 単回の切除によるもの	38,040点
	ロ 複数回の切除を要するもの	43,340点
	2 亜区域切除	56,280点
	3 外側区域切除	46,130点
	4 1区域切除(外側区域切除を除く。)	60,700点
	5 2区域切除	76,210点
	6 3区域切除以上のもの	97,050点
	7 2区域切除以上であって、血行再建を伴うもの	126,230点
	注 区分番号K 6 9 7 - 2に掲げる肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法又は区分番号K 6 9 7 - 3に掲げる肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法を併せて実施した場合には、局所穿刺療法併用加算として、6,000点を所定点数に加算する。	
K 6 9 5 - 2	腹腔鏡下肝切除術	
	1 部分切除	
	イ 単回の切除によるもの	58,680点
	ロ 複数回の切除を要するもの	63,680点
	2 外側区域切除	74,880点
	3 亜区域切除	108,820点
	4 1区域切除(外側区域切除を除く。)	130,730点
	5 2区域切除	152,440点
	6 3区域切除以上のもの	174,090点
K 6 9 6	肝内胆管(肝管)胃(腸)吻合術	30,940点
K 6 9 7	肝内胆管外瘻造設術	
	1 開腹によるもの	18,810点
	2 経皮経肝によるもの	10,800点
K 6 9 7 - 2	肝悪性腫瘍マイクロ波凝固法(一連として)	
	1 腹腔鏡によるもの	18,710点
	2 その他のもの	17,410点
K 6 9 7 - 3	肝悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)	
	1 2センチメートル以内のもの	
	イ 腹腔鏡によるもの	16,300点
	ロ その他のもの	15,000点
	2 2センチメートルを超えるもの	
	イ 腹腔鏡によるもの	23,260点
	ロ その他のもの	21,960点

	注	フュージョンイメージングを用いて行った場合は、フュージョンイメージング加算として、200点を所定点数に加算する。	
K 6 9 7 - 4	移植用部分肝採取術（生体）		82,800点
	注	肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 9 7 - 5	生体部分肝移植術		227,140点
	注1	生体部分肝を移植した場合は、生体部分肝の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
	2	肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	3	抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 6 9 7 - 6	移植用肝採取術（死体）		86,700点
	注	肝提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 6 9 7 - 7	同種死体肝移植術		193,060点
	注1	肝移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	2	抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
	(脾)		
K 6 9 8	急性脾炎手術		
	1	感染性壊死部切除を伴うもの	49,390点
	2	その他のもの	28,210点
K 6 9 9	脾結石手術		
	1	脾切開によるもの	28,210点
	2	経十二指腸乳頭によるもの	28,210点
K 6 9 9 - 2	体外衝撃波脾石破砕術（一連につき）		19,300点
	注	破砕した脾石を内視鏡を用いて除去した場合は、内視鏡的脾石除去加算として、一連につき1回に限り5,640点を所定点数に加算する。	
K 7 0 0	脾中央切除術		53,560点
K 7 0 0 - 2	脾腫瘍摘出術		26,100点
K 7 0 0 - 3	腹腔鏡下脾腫瘍摘出術		39,950点
K 7 0 1	脾破裂縫合術		24,280点
K 7 0 2	脾体尾部腫瘍切除術		
	1	脾尾部切除術の場合	
	イ	脾同時切除の場合	24,000点
	ロ	脾温存の場合	21,750点
	2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	57,190点
	3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	52,730点
	4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	55,870点
K 7 0 2 - 2	腹腔鏡下脾体尾部腫瘍切除術		
	1	脾同時切除の場合	53,480点
	2	脾温存の場合	56,240点
K 7 0 3	脾頭部腫瘍切除術		
	1	脾頭十二指腸切除術の場合	81,620点
	2	リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存脾頭切除術の場合	86,810点
	3	周辺臓器（胃、結腸、腎、副腎等）の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	86,810点
	4	血行再建を伴う腫瘍切除術の場合	131,230点
K 7 0 3 - 2	腹腔鏡下脾頭部腫瘍切除術		

	1 膵頭十二指腸切除術の場合	158,450点
	2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合	173,640点
K704	膵全摘術	103,030点
K705	膵嚢胞胃(腸)バイパス術	
	1 内視鏡によるもの	13,820点
	2 開腹によるもの	31,310点
K706	膵管空腸吻合術	37,620点
K707	膵嚢胞外瘻造設術	
	1 内視鏡によるもの	18,370点
	2 開腹によるもの	12,460点
K708	膵管外瘻造設術	18,810点
K708-2	膵管誘導手術	18,810点
K708-3	内視鏡的膵管ステント留置術	22,240点
K709	膵瘻閉鎖術	28,210点
K709-2	移植用膵採取術(死体)	77,240点
	注 膵提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K709-3	同種死体膵移植術	112,570点
	注1 臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取された膵を除く死体膵を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
	2 膵移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K709-4	移植用膵腎採取術(死体)	84,080点
	注 膵腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K709-5	同種死体膵腎移植術	140,420点
	注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取された膵腎を除く死体膵腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
	2 膵腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K709-6	同種死体膵島移植術	56,490点
	注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取された膵島を除く死体膵島を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
	2 膵島移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
	4 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	(脾)	
K710	脾縫合術(部分切除を含む。)	26,810点
K710-2	腹腔鏡下脾固定術	30,070点
K711	脾摘出術	34,130点
K711-2	腹腔鏡下脾摘出術	37,060点
	(空腸、回腸、盲腸、虫垂、結腸)	
K712	破裂腸管縫合術	11,400点
K713	腸切開術	9,650点
K714	腸管癒着症手術	12,010点

K 7 1 4 - 2	腹腔鏡下腸管癒着剥離術	20,650点
K 7 1 5	腸重積症整復術	
	1 非観血的なもの	4,490点
	2 観血的なもの	6,040点
K 7 1 5 - 2	腹腔鏡下腸重積症整復術	14,660点
K 7 1 6	小腸切除術	
	1 複雑なもの	34,150点
	2 その他のもの	15,940点
K 7 1 6 - 2	腹腔鏡下小腸切除術	
	1 複雑なもの	37,380点
	2 その他のもの	31,370点
K 7 1 6 - 3	移植用部分小腸採取術（生体）	56,850点
	注 小腸提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 1 6 - 4	生体部分小腸移植術	164,240点
	注1 生体部分小腸を移植した場合は、生体部分小腸の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
	2 小腸移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	3 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 7 1 6 - 5	移植用小腸採取術（死体）	65,140点
	注 小腸提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 1 6 - 6	同種死体小腸移植術	177,980点
	注1 小腸移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	2 抗H L A抗体検査を行う場合には、抗H L A抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 7 1 7	小腸腫瘍、小腸憩室摘出術（メッケル憩室炎手術を含む。）	18,810点
K 7 1 8	虫垂切除術	
	1 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	6,740点
	2 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	8,880点
K 7 1 8 - 2	腹腔鏡下虫垂切除術	
	1 虫垂周囲膿瘍を伴わないもの	13,760点
	2 虫垂周囲膿瘍を伴うもの	22,050点
K 7 1 9	結腸切除術	
	1 小範囲切除	24,170点
	2 結腸半側切除	29,940点
	3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術	35,680点
	注 人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、2,000点を所定点数に加算する。	
K 7 1 9 - 2	腹腔鏡下結腸切除術	
	1 小範囲切除、結腸半側切除	42,680点
	2 全切除、亜全切除	59,510点
	注 人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。	
K 7 1 9 - 3	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術	59,510点
K 7 1 9 - 4	ピックレル氏手術	13,700点
K 7 1 9 - 5	全結腸・直腸切除囊肛門吻合術	51,860点
K 7 1 9 - 6	腹腔鏡下全結腸・直腸切除囊肛門吻合術	75,690点
K 7 2 0	結腸腫瘍（回盲部腫瘍摘出術を含む。）、結腸憩室摘出術、結腸ポリープ切除術（開腹によるもの）	16,610点

K 7 2 1	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術	
	1 長径2センチメートル未満	5,000点
	2 長径2センチメートル以上	7,000点
K 7 2 1-2	削除	
K 7 2 1-3	内視鏡的結腸異物摘出術	5,360点
K 7 2 1-4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 ^{はく}	22,040点
K 7 2 2	小腸結腸内視鏡的止血術	10,390点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 7 2 3	削除	
K 7 2 4	腸吻合術 ^{ふん}	9,330点
K 7 2 5	腸瘻、虫垂瘻造設術 ^{ろう}	8,830点
K 7 2 5-2	腹腔鏡下腸瘻、虫垂瘻造設術 ^{ろう}	13,250点
K 7 2 6	人工肛門造設術 ^{こう}	9,570点
K 7 2 6-2	腹腔鏡下人工肛門造設術	16,700点
K 7 2 7	腹壁外腸管前置術	8,340点
K 7 2 8	腸狭窄部切開縫合術 ^{きく}	11,220点
K 7 2 9	腸閉鎖症手術	
	1 腸管切除を伴わないもの	12,190点
	2 腸管切除を伴うもの	28,210点
K 7 2 9-2	多発性小腸閉鎖症手術 ^{くう}	47,020点
K 7 2 9-3	腹腔鏡下腸閉鎖症手術 ^{ろう}	32,310点
K 7 3 0	小腸瘻閉鎖術	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,580点
	2 腸管切除を伴うもの	17,900点
	3 内視鏡によるもの	10,300点
K 7 3 1	結腸瘻閉鎖術 ^{ろう}	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,750点
	2 腸管切除を伴うもの	28,210点
	3 内視鏡によるもの	10,300点
K 7 3 2	人工肛門閉鎖術 ^{こう}	
	1 腸管切除を伴わないもの	11,470点
	2 腸管切除を伴うもの	
	イ 直腸切除術後のもの	34,280点
	ロ その他のもの	28,210点
K 7 3 2-2	腹腔鏡下人工肛門閉鎖術（悪性腫瘍に対する直腸切除術後のものに限る。）	40,450点
K 7 3 3	盲腸縫縮術	4,400点
K 7 3 4	腸回転異常症手術 ^{くう}	18,810点
K 7 3 4-2	腹腔鏡下腸回転異常症手術	26,800点
K 7 3 5	先天性巨大結腸症手術	50,830点
K 7 3 5-2	小腸・結腸狭窄部拡張術（内視鏡によるもの）	11,090点
	注 バルーン内視鏡を用いて実施した場合は、バルーン内視鏡加算として、3,500点を所定点数に加算する。	
K 7 3 5-3	腹腔鏡下先天性巨大結腸症手術 ^{くう}	63,710点
K 7 3 5-4	下部消化管ステント留置術	10,920点
K 7 3 5-5	腸管延長術 ^{こう}	76,000点
K 7 3 6	人工肛門形成術	
	1 開腹を伴うもの	10,030点

2	その他のもの (直腸)	3,670点
K737	直腸周囲膿瘍切開術	2,610点
K738	直腸異物除去術	
1	経肛門(内視鏡によるもの)	8,040点
2	開腹によるもの	11,530点
K739	直腸腫瘍摘出術(ポリープ摘出を含む。)	
1	経肛門	4,010点
2	経括約筋	9,940点
3	経腹及び経肛	18,810点
K739-2	経肛門的内視鏡下手術(直腸腫瘍に限る。)	26,100点
K739-3	低侵襲経肛門的局所切除術(MITAS)	16,700点
K740	直腸切除・切断術	
1	切除術	42,850点
2	低位前方切除術	71,300点
3	超低位前方切除術	73,840点
4	経肛門吻合を伴う切除術	82,840点
5	切断術	77,120点
	注 1から3までについては、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、2,000点を所定点数に加算する。	
K740-2	腹腔鏡下直腸切除・切断術	
1	切除術	75,460点
2	低位前方切除術	83,930点
3	切断術	83,930点
	注 1及び2については、人工肛門造設術を併せて実施した場合は、人工肛門造設加算として、3,470点を所定点数に加算する。	
K740-3	削除	
K741	直腸狭窄形成手術	28,210点
K741-2	直腸瘤手術	5,760点
K742	直腸脱手術	
1	経会陰によるもの	
イ	腸管切除を伴わないもの	8,410点
ロ	腸管切除を伴うもの	25,780点
2	直腸挙上固定を行うもの	10,900点
3	骨盤底形成を行うもの	18,810点
4	腹会陰からのもの(腸切除を含む。)	37,620点
K742-2	腹腔鏡下直腸脱手術 (肛門、その周辺)	30,810点
K743	痔核手術(脱肛を含む。)	
1	硬化療法	1,660点
2	硬化療法(四段階注射法によるもの)	4,010点
3	結紮術、焼灼術、血栓摘出術	1,390点
4	根治手術(硬化療法(四段階注射法によるもの)を伴わないもの)	5,190点
5	根治手術(硬化療法(四段階注射法によるもの)を伴うもの)	6,520点
6	PPH	11,260点
K743-2	肛門括約筋切開術	1,380点
K743-3	削除	
K743-4	痔核手術後狭窄拡張手術	5,360点
K743-5	モルガニー氏洞及び肛門管切開術	3,750点

K 7 4 3 - 6	肛門部皮膚剥離切除術	3,750点
K 7 4 4	裂肛又は肛門潰瘍根治手術	3,110点
K 7 4 5	肛門周囲膿瘍切開術	2,050点
K 7 4 6	痔瘻根治手術	
	1 単純なもの	3,750点
	2 複雑なもの	7,470点
K 7 4 6 - 2	高位直腸瘻手術	8,120点
K 7 4 7	肛門良性腫瘍、肛門ポリープ、肛門尖圭コンジローム切除術	1,250点
K 7 4 8	肛門悪性腫瘍手術	
	1 切除	28,210点
	2 直腸切断を伴うもの	70,680点
K 7 4 9	肛門拡張術（観血的なもの）	1,630点
K 7 5 0	肛門括約筋形成手術	
	1 瘻痕切除又は縫縮によるもの	3,990点
	2 組織置換によるもの	23,660点
K 7 5 1	鎖肛手術	
	1 肛門膜状閉鎖切開	2,100点
	2 会陰式	18,810点
	3 仙骨会陰式	35,270点
	4 腹会陰、腹仙骨式	62,660点
K 7 5 1 - 2	仙尾部奇形腫手術	46,950点
K 7 5 1 - 3	腹腔鏡下鎖肛手術（腹会陰、腹仙骨式）	70,140点
K 7 5 2	肛門形成手術	
	1 肛門狭窄形成手術	5,210点
	2 直腸粘膜脱形成手術	7,710点
K 7 5 3	毛巣嚢、毛巣瘻、毛巣洞手術	3,680点
	第10款 尿路系・副腎	
区分		
（副腎）		
K 7 5 4	副腎摘出術（副腎部分切除術を含む。）	28,210点
K 7 5 4 - 2	腹腔鏡下副腎摘出術	40,100点
K 7 5 4 - 3	腹腔鏡下小切開副腎摘出術	34,390点
K 7 5 5	副腎腫瘍摘出術	
	1 皮質腫瘍	39,410点
	2 髓質腫瘍（褐色細胞腫）	47,020点
K 7 5 5 - 2	腹腔鏡下副腎髓質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）	47,030点
K 7 5 6	副腎悪性腫瘍手術	47,020点
K 7 5 6 - 2	腹腔鏡下副腎悪性腫瘍手術	51,120点
（腎、腎盂）		
K 7 5 7	腎破裂縫合術	37,620点
K 7 5 7 - 2	腎破裂手術	38,270点
K 7 5 8	腎周囲膿瘍切開術	3,480点
K 7 5 9	腎切半術	37,620点
K 7 6 0	癒合腎離断術	47,020点
K 7 6 1	腎被膜剥離術（除神経術を含む。）	10,660点
K 7 6 2	腎固定術	10,350点
K 7 6 3	腎切石術	27,550点
K 7 6 4	経皮的尿路結石除去術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	32,800点
K 7 6 5	経皮的腎盂腫瘍切除術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	33,040点

K 7 6 6	経皮的尿管拡張術（経皮的腎瘻造設術を含む。）	13,000点
K 7 6 7	腎盂切石術	27,210点
K 7 6 8	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術（一連につき）	19,300点
K 7 6 9	腎部分切除術	35,880点
K 7 6 9-2	腹腔鏡下腎部分切除術	43,930点
K 7 6 9-3	腹腔鏡下小切開腎部分切除術	42,900点
K 7 7 0	腎嚢胞切除縮小術	11,580点
K 7 7 0-2	腹腔鏡下腎嚢胞切除縮小術	18,850点
K 7 7 0-3	腹腔鏡下腎嚢胞切除術	20,360点
K 7 7 1	経皮的腎嚢胞穿刺術	1,490点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 7 7 2	腎摘出術	18,760点
K 7 7 2-2	腹腔鏡下腎摘出術	54,250点
K 7 7 2-3	腹腔鏡下小切開腎摘出術	40,240点
K 7 7 3	腎（尿管）悪性腫瘍手術	42,770点
K 7 7 3-2	腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術	64,720点
K 7 7 3-3	腹腔鏡下小切開腎（尿管）悪性腫瘍手術	49,870点
K 7 7 3-4	腎腫瘍凝固・焼灼術（冷凍凝固によるもの）	52,800点
K 7 7 3-5	腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）	70,730点
K 7 7 4	削除	
K 7 7 5	経皮的腎（腎盂）瘻造設術	13,860点
K 7 7 5-2	経皮的腎（腎盂）瘻拡張術（一連につき）	6,000点
K 7 7 6	腎（腎盂）皮膚瘻閉鎖術	27,890点
K 7 7 7	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術	
	1 内視鏡によるもの	10,300点
	2 その他のもの	28,210点
K 7 7 8	腎盂形成手術	33,120点
K 7 7 8-2	腹腔鏡下腎盂形成手術	51,600点
K 7 7 9	移植用腎採取術（生体）	35,700点
	注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 7 9-2	移植用腎採取術（死体）	43,400点
	注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 7 9-3	腹腔鏡下移植用腎採取術（生体）	51,850点
	注 腎提供者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
K 7 8 0	同種死体腎移植術	98,770点
	注1 臓器の移植に関する法律第6条第2号に規定する脳死した者の身体から採取された腎を除く死体腎を移植した場合は、移植臓器提供加算として、55,000点を所定点数に加算する。	
	2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
K 7 8 0-2	生体腎移植術	62,820点
	注1 生体腎を移植した場合は、生体腎の摘出のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
	2 腎移植者に係る組織適合性試験の費用は、所定点数に含まれる。	
	3 抗HLA抗体検査を行う場合には、抗HLA抗体検査加算として、4,000点を所定点数に加算する。	
	（尿管）	
K 7 8 1	経尿道的尿路結石除去術	

1	レーザーによるもの	22,270点
2	その他のもの	14,800点
K781-2	削除	
K781-3	経尿道的腎盂尿管凝固止血術	8,250点
K782	尿管切石術	
1	上部及び中部	10,310点
2	膀胱近接部	15,310点
K783	経尿道的尿管狭窄拡張術	20,930点
K783-2	経尿道的尿管ステント留置術	3,400点
K783-3	経尿道的尿管ステント抜去術	1,300点
K784	残存尿管摘出術	18,810点
K784-2	尿管剥離術	18,810点
K785	経尿道的腎盂尿管腫瘍摘出術	21,420点
K785-2	腹腔鏡下小切開尿管腫瘍摘出術	31,040点
K786	尿管膀胱吻合術	25,570点
	注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、尿管形成加算として、9,400点を所定点数に加算する。	
K787	尿管尿管吻合術	27,210点
K788	尿管腸吻合術	17,070点
K789	尿管腸膀胱吻合術	46,450点
K790	尿管皮膚瘻造設術	14,200点
K791	尿管皮膚瘻閉鎖術	30,450点
K792	尿管腸瘻閉鎖術	
1	内視鏡によるもの	10,300点
2	その他のもの	36,840点
K793	尿管腔瘻閉鎖術	28,210点
K794	尿管口形成手術	16,580点
K794-2	経尿道的尿管瘤切除術	15,500点
	(膀胱)	
K795	膀胱破裂閉鎖術	11,170点
K796	膀胱周囲膿瘍切開術	3,300点
K797	膀胱内凝血除去術	2,980点
K798	膀胱結石、異物摘出術	
1	経尿道的手術	8,320点
2	膀胱高位切開術	3,150点
K798-2	経尿道的尿管凝血除去術 (バスケットワイヤーカテーテル使用)	8,320点
K799	膀胱壁切除術	9,270点
K800	膀胱憩室切除術	9,060点
K800-2	経尿道的電気凝固術	9,060点
K800-3	膀胱水圧拡張術	6,410点
	注1 間質性膀胱炎の患者に対して行われた場合に限り算定する。	
	2 灌流液の費用及び電気凝固に係る費用は、所定点数に含まれるものとする。	
	3 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K801	膀胱単純摘除術	
1	腸管利用の尿路変更を行うもの	59,350点
2	その他のもの	51,510点
K802	膀胱腫瘍摘出術	10,610点
K802-2	膀胱脱手術	
1	メッシュを使用するもの	30,880点

2	その他のもの	23,260点
K802-3	膀胱後腫瘍摘出術	
1	腸管切除を伴わないもの	11,100点
2	腸管切除を伴うもの	21,700点
K802-4	腹腔鏡下小切開膀胱腫瘍摘出術	12,710点
K802-5	腹腔鏡下膀胱部分切除術	22,410点
K802-6	腹腔鏡下膀胱脱手術	41,160点
	注 メッシュを使用した場合に算定する。	
K803	膀胱悪性腫瘍手術	
1	切除	34,150点
2	全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	66,890点
3	全摘（尿管S状結腸吻合を利用して尿路変更を行うもの）	80,160点
4	全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	107,800点
5	全摘（代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの）	110,600点
6	経尿道的手術	
イ	電解質溶液利用のもの	12,300点
ロ	その他のもの	10,400点
	注 狭帯域光による観察を行った場合には、狭帯域光強調加算として、200点を所定点数に加算する。	
K803-2	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術	
1	全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	76,880点
2	全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	117,790点
3	全摘（代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの）	120,590点
K803-3	腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術	
1	全摘（腸管等を利用して尿路変更を行わないもの）	74,880点
2	全摘（回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの）	115,790点
3	全摘（代用膀胱を利用して尿路変更を行うもの）	118,590点
K804	尿膜管摘出術	10,950点
K804-2	腹腔鏡下尿膜管摘出術	22,030点
K805	膀胱瘻造設術	3,530点
K805-2	膀胱皮膚瘻造設術	25,200点
K805-3	導尿路造設術	49,400点
K806	膀胱皮膚瘻閉鎖術	8,700点
K807	膀胱腔瘻閉鎖術	27,700点
K808	膀胱腸瘻閉鎖術	
1	内視鏡によるもの	10,300点
2	その他のもの	27,700点
K809	膀胱子宮瘻閉鎖術	37,180点
K809-2	膀胱尿管逆流手術	25,570点
	注 巨大尿管に対して尿管形成術を併せて実施した場合は、尿管形成加算として、9,400点を加算する。	
K809-3	腹腔鏡下膀胱内手術	39,280点
K810	ボアリー氏手術	36,840点
K811	腸管利用膀胱拡大術	48,200点
K812	回腸（結腸）導管造設術	49,570点
K812-2	排泄腔外反症手術	
1	外反膀胱閉鎖術	70,430点
2	膀胱腸裂閉鎖術 （尿道）	103,710点

K 8 1 3	尿道周囲膿瘍 ^{のう} 切開術	1,160点
K 8 1 4	外尿道口切開術	1,010点
K 8 1 5	尿道結石、異物摘出術	
	1 前部尿道	2,180点
	2 後部尿道	6,300点
K 8 1 6	外尿道腫瘍切除術	2,180点
K 8 1 7	尿道悪性腫瘍摘出術	
	1 摘出	32,230点
	2 内視鏡による場合	23,130点
	3 尿路変更を行う場合	54,060点
K 8 1 8	尿道形成手術	
	1 前部尿道	17,030点
	2 後部尿道	37,700点
K 8 1 9	尿道下裂形成手術	33,790点
K 8 1 9-2	陰茎形成術	52,710点
K 8 2 0	尿道上裂形成手術	39,000点
K 8 2 1	尿道狭窄 ^{さく} 内視鏡手術	15,040点
K 8 2 1-2	尿道狭窄 ^{さく} 拡張術（尿道バルーンカテーテル）	14,200点
K 8 2 1-3	尿道ステント前立腺部尿道拡張術	12,300点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は、算定しない。	
K 8 2 2	女子尿道脱手術	7,560点
K 8 2 3	尿失禁手術	
	1 恥骨固定式膀胱頸部 ^{ぼうこうけい} 吊上術を行うもの	23,510点
	2 その他のもの	20,680点
K 8 2 3-2	尿失禁又は膀胱尿管逆流現象 ^{ぼうこう} コラーゲン注入手術	23,320点
	注 コラーゲン注入手術に伴って使用したコラーゲンの費用は、所定点数に含まれるものとする。	
K 8 2 3-3	膀胱尿管逆流症手術（治療用注入材によるもの）	23,320点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 8 2 3-4	腹腔鏡下尿失禁手術	32,440点
K 8 2 3-5	人工尿道括約筋植込・置換術	23,920点
K 8 2 3-6	尿失禁手術（ボツリヌス毒素によるもの）	9,680点
	第11款 性器	
区分		
	(陰茎)	
K 8 2 4	陰茎尖圭 ^{せんけい} コンジローム切除術	1,360点
K 8 2 5	陰茎全摘術	16,630点
K 8 2 6	陰茎切断術	7,020点
K 8 2 6-2	陰茎折症手術	8,550点
K 8 2 6-3	陰茎様陰核形成手術	7,020点
K 8 2 7	陰茎悪性腫瘍手術	
	1 陰茎切除	23,200点
	2 陰茎全摘	36,500点
K 8 2 8	包茎手術	
	1 背面切開術	740点
	2 環状切除術	2,040点
K 8 2 8-2	陰茎持続勃起症手術	
	1 亀頭-陰茎海綿体 ^{ろう} 瘻作成術（ウィンター法）によるもの	4,670点
	2 その他のシャント術によるもの	18,600点

(陰囊、精巢、精巢上体、精管、精索)		
K 8 2 9	精管切断、切除術 (両側)	2, 550点
K 8 3 0	精巢摘出術	2, 770点
K 8 3 0-2	精巢外傷手術	
1	陰囊内血腫除去術	3, 200点
2	精巢白膜縫合術	3, 400点
K 8 3 1及びK 8 3 1-2	削除	
K 8 3 2	精巢上体摘出術	4, 200点
K 8 3 3	精巢悪性腫瘍手術	12, 340点
K 8 3 4	精索静脈瘤手術	2, 970点
K 8 3 4-2	腹腔鏡下内精索静脈結紮術	20, 500点
K 8 3 4-3	顕微鏡下精索静脈瘤手術	12, 500点
K 8 3 5	陰囊水腫手術	
1	交通性陰囊水腫手術	3, 620点
2	その他	2, 290点
K 8 3 6	停留精巢固定術	9, 740点
K 8 3 6-2	腹腔鏡下腹腔内停留精巢陰囊内固定術	37, 170点
K 8 3 7	精管形成手術	12, 470点
K 8 3 8	精索捻転手術	
1	対側の精巢固定術を伴うもの	8, 230点
2	その他のもの (精囊、前立腺)	7, 910点
K 8 3 9	前立腺膿瘍切開術	2, 770点
K 8 4 0	前立腺被膜下摘出術	15, 920点
K 8 4 1	経尿道的前立腺手術	
1	電解質溶液利用のもの	20, 400点
2	その他のもの	18, 500点
K 8 4 1-2	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術	
1	ホルミウムレーザー又は倍周波数レーザーを用いるもの	20, 470点
2	その他のもの	19, 000点
K 8 4 1-3	経尿道的前立腺高温度治療 (一連につき)	5, 000点
K 8 4 1-4	焦点式高エネルギー超音波療法 (一連につき)	5, 000点
K 8 4 1-5	経尿道的前立腺核出術	21, 500点
K 8 4 2	削除	
K 8 4 3	前立腺悪性腫瘍手術	41, 080点
K 8 4 3-2	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	77, 430点
K 8 4 3-3	腹腔鏡下小切開前立腺悪性腫瘍手術	59, 780点
K 8 4 3-4	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの) (外陰、会陰)	95, 280点
K 8 4 4	バルトリン腺膿瘍切開術	940点
K 8 4 5	処女膜切開術	790点
K 8 4 6	処女膜切除術	980点
K 8 4 7	輪状処女膜切除術	2, 230点
K 8 4 8	バルトリン腺嚢胞腫瘍摘出術 (造袋術を含む。)	3, 310点
K 8 4 9	女子外性器腫瘍摘出術	2, 810点
K 8 5 0	女子外性器悪性腫瘍手術	
1	切除	29, 190点
2	皮膚移植 (筋皮弁使用) を行った場合	63, 200点
K 8 5 0-2	腔絨毛性腫瘍摘出術	23, 830点

K 8 5 1	会陰形成手術	
	1 筋層に及ばないもの	2,330点
	2 筋層に及ぶもの	6,910点
K 8 5 1 - 2	外陰・腔血腫除去術	1,920点
K 8 5 1 - 3	癒合陰唇形成手術	
	1 筋層に及ばないもの	2,330点
	2 筋層に及ぶもの (腔)	6,240点
K 8 5 2	腔壁裂創縫合術(分娩時を除く。)	
	1 前又は後壁裂創	2,760点
	2 前後壁裂創	6,330点
	3 腔円蓋に及ぶ裂創	8,280点
	4 直腸裂傷を伴うもの	31,940点
K 8 5 3	腔閉鎖術	
	1 中央腔閉鎖術(子宮全脱)	7,410点
	2 その他	2,580点
K 8 5 4	腔式子宮旁結合織炎(膿瘍)切開術	2,230点
K 8 5 4 - 2	後腔円蓋切開(異所性妊娠)	2,230点
K 8 5 5	腔中隔切除術	
	1 不全隔のもの	1,510点
	2 全中隔のもの	2,540点
K 8 5 6	腔壁腫瘍摘出術	2,540点
K 8 5 6 - 2	腔壁囊腫切除術	2,540点
K 8 5 6 - 3	腔ポリープ切除術	1,040点
K 8 5 6 - 4	腔壁尖圭コンジローム切除術	1,250点
K 8 5 7	腔壁悪性腫瘍手術	44,480点
K 8 5 8	腔腸瘻閉鎖術	
	1 内視鏡によるもの	10,300点
	2 その他のもの	35,130点
K 8 5 9	造腔術、腔閉鎖症術	
	1 拡張器利用によるもの	2,130点
	2 遊離植皮によるもの	18,810点
	3 腔断端挙上によるもの	28,210点
	4 腸管形成によるもの	47,040点
	5 筋皮弁移植によるもの	55,810点
K 8 5 9 - 2	腹腔鏡下造腔術	38,690点
K 8 6 0	腔壁形成手術	7,880点
K 8 6 0 - 2	腔断端挙上術(腔式、腹式) (子宮)	29,190点
K 8 6 1	子宮内膜搔爬術	1,420点
K 8 6 2	クレニッヒ手術	7,710点
K 8 6 3	腹腔鏡下子宮内膜症病巣除去術	20,610点
K 8 6 3 - 2	子宮鏡下子宮中隔切除術、子宮内腔癒着切除術(癒着剥離術を含む。)	18,590点
K 8 6 3 - 3	子宮鏡下子宮内膜焼灼術	17,810点
K 8 6 4	子宮位置矯正術	
	1 アレキサンダー手術	4,040点
	2 開腹による位置矯正術	8,140点
	3 癒着剥離矯正術	16,420点
K 8 6 5	子宮脱手術	

1	腔壁形成手術及び子宮位置矯正術	16,900点
2	ハルバン・シャウタ手術	16,900点
3	マンチェスター手術	14,110点
4	腔壁形成手術及び子宮全摘術（腔式、腹式）	28,210点
K865-2	腹腔鏡下仙骨腔固定術	48,240点
	注 メッシュを使用した場合に算定する。	
K866	子宮頸管ポリープ切除術	1,190点
K866-2	子宮腔部冷凍凝固術	1,190点
K867	子宮頸部（腔部）切除術	3,330点
K867-2	子宮腔部糜爛等子宮腔部乱切除術	470点
K867-3	子宮頸部摘出術（腔部切断術を含む。）	3,330点
K867-4	子宮頸部異形成上皮又は上皮内癌レーザー照射治療	3,330点
K868からK870まで	削除	
K871	子宮息肉様筋腫摘出術（腔式）	3,810点
K872	子宮筋腫摘出（核出）術	
1	腹式	24,510点
2	腔式	14,290点
K872-2	腹腔鏡下子宮筋腫摘出（核出）術	37,620点
K872-3	子宮鏡下有茎粘膜下筋腫切出術、子宮内膜ポリープ切除術	
1	電解質溶液利用のもの	6,630点
2	その他のもの	4,730点
K872-4	痕跡副角子宮手術	
1	腹式	15,240点
2	腔式	8,450点
K872-5	子宮頸部初期癌又は異形成光線力学療法	8,450点
K873	子宮鏡下子宮筋腫摘出術	
1	電解質溶液利用のもの	19,000点
2	その他のもの	17,100点
K874及びK875	削除	
K876	子宮腔上部切断術	10,390点
K876-2	腹腔鏡下子宮腔上部切断術	17,540点
K877	子宮全摘術	28,210点
K877-2	腹腔鏡下腔式子宮全摘術	42,050点
K878	広靱帯内腫瘍摘出術	16,120点
K878-2	腹腔鏡下広靱帯内腫瘍摘出術	28,130点
K879	子宮悪性腫瘍手術	62,000点
K879-2	腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術	70,200点
K880	削除	
K881	腹壁子宮瘻手術	23,290点
K882	重複子宮、双角子宮手術	25,280点
K883	子宮頸管形成手術	3,590点
K883-2	子宮頸管閉鎖症手術	
1	非観血的	180点
2	観血的	3,590点
K884	奇形子宮形成手術（ストラスマン手術） （子宮附属器）	23,290点
K885	腔式卵巣嚢腫内容排除術	1,350点
K885-2	経皮的卵巣嚢腫内容排除術	1,620点
K886	子宮附属器癒着剥離術（両側）	

1	開腹によるもの	13,890点
2	腹腔鏡によるもの	21,370点
K887	卵巢部分切除術（腔式を含む。）	
1	開腹によるもの	6,150点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-2	卵管結紮術（腔式を含む。）（両側）	
1	開腹によるもの	4,350点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-3	卵管口切開術	
1	開腹によるもの	5,220点
2	腹腔鏡によるもの	18,810点
K887-4	腹腔鏡下多嚢胞性卵巢焼灼術	24,130点
K888	子宮附属器腫瘍摘出術（両側）	
1	開腹によるもの	17,080点
2	腹腔鏡によるもの	25,940点
K888-2	卵管全摘除術、卵管腫瘤全摘除術、子宮卵管留血腫手術（両側）	
1	開腹によるもの	12,460点
2	腹腔鏡によるもの	25,540点
K889	子宮附属器悪性腫瘍手術（両側）	58,500点
K890	卵管形成手術（卵管・卵巢移植、卵管架橋等）	27,380点
K890-2	卵管鏡下卵管形成術	46,410点
K890-3	腹腔鏡下卵管形成術 （産科手術）	46,410点
K891	分娩時頸部切開術（縫合を含む。）	3,170点
K892	骨盤位娩出術	3,800点
K893	吸引娩出術	2,550点
K894	鉗子娩出術	
1	低位（出口）鉗子	2,700点
2	中位鉗子	4,760点
K895	会陰（陰門）切開及び縫合術（分娩時）	1,530点
K896	会陰（腔壁）裂創縫合術（分娩時）	
1	筋層に及ぶもの	1,980点
2	肛門に及ぶもの	5,560点
3	腔円蓋に及ぶもの	4,320点
4	直腸裂創を伴うもの	8,920点
K897	頸管裂創縫合術（分娩時）	7,060点
K898	帝王切開術	
1	緊急帝王切開	22,200点
2	選択帝王切開	20,140点
	注 複雑な場合については、2,000点を所定点数に加算する。	
K899	胎児縮小術（娩出術を含む。）	3,220点
K900	臍帯還納術	1,240点
K900-2	脱垂肢整復術	1,240点
K901	子宮双手圧迫術（大動脈圧迫術を含む。）	2,950点
K902	胎盤用手剥離術	2,350点
K903	子宮破裂手術	
1	子宮全摘除を行うもの	29,190点
2	子宮腔上部切断を行うもの	29,190点
3	その他のもの	16,130点

K 9 0 4	妊娠子宮摘出術（ポロー手術）	33,120点
K 9 0 5	子宮内反症整復手術（腔式、腹式）	
	1 非観血的	340点
	2 観血的	15,490点
K 9 0 6	子宮頸管縫縮術	
	1 マクドナルド法	2,020点
	2 シロッカー法又はラッシュ法	3,090点
	3 縫縮解除術（チューブ抜去術）	1,800点
K 9 0 7	胎児外回転術	800点
K 9 0 8	胎児内（双合）回転術	1,190点
K 9 0 9	流産手術	
	1 妊娠11週までの場合	
	イ 手動真空吸引法によるもの	4,000点
	ロ その他のもの	2,000点
	2 妊娠11週を超え妊娠21週までの場合	5,110点
K 9 0 9-2	子宮内容除去術（不全流産）	1,980点
K 9 1 0	削除	
K 9 1 0-2	内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術	40,000点
K 9 1 0-3	胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）	11,880点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 9 1 0-4	無心体双胎焼灼術（一連につき）	40,000点
	注 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
K 9 1 0-5	胎児輸血術（一連につき）	13,880点
	注1 手術に伴う画像診断及び検査の費用は算定しない。	
	2 臍帯穿刺の費用は、所定点数に含まれる。	
K 9 1 1	胞状奇胎除去術	4,120点
K 9 1 2	異所性妊娠手術	
	1 開腹によるもの	14,110点
	2 腹腔鏡によるもの	22,950点
K 9 1 3	新生児仮死蘇生術	
	1 仮死第1度のもの	1,010点
	2 仮死第2度のもの	2,700点
	（その他）	
K 9 1 3-2	性腺摘出術	
	1 開腹によるもの	6,280点
	2 腹腔鏡によるもの	18,590点
	第12款 削除	
	第13款 臓器提供管理料	
区分		
K 9 1 4	脳死臓器提供管理料	40,000点
	注 臓器提供者の脳死後に、臓器提供者の身体に対して行われる処置の費用は、所定点数に含まれる。	
K 9 1 5	生体臓器提供管理料	5,000点
	第2節 輸血料	
区分		
K 9 2 0	輸血	
	1 自家採血輸血（200mLごとに）	
	イ 1回目	750点
	ロ 2回目以降	650点

- | | | |
|---|----------------------------|--------|
| 2 | 保存血液輸血（200mLごとに） | |
| イ | 1回目 | 450点 |
| ロ | 2回目以降 | 350点 |
| 3 | 自己血貯血 | |
| イ | 6歳以上の患者の場合（200mLごとに） | |
| | (1) 液状保存の場合 | 250点 |
| | (2) 凍結保存の場合 | 500点 |
| ロ | 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに） | |
| | (1) 液状保存の場合 | 250点 |
| | (2) 凍結保存の場合 | 500点 |
| 4 | 自己血輸血 | |
| イ | 6歳以上の患者の場合（200mLごとに） | |
| | (1) 液状保存の場合 | 750点 |
| | (2) 凍結保存の場合 | 1,500点 |
| ロ | 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに） | |
| | (1) 液状保存の場合 | 750点 |
| | (2) 凍結保存の場合 | 1,500点 |
| 5 | 希釈式自己血輸血 | |
| イ | 6歳以上の患者の場合（200mLごとに） | 1,000点 |
| ロ | 6歳未満の患者の場合（体重1kgにつき4mLごとに） | 1,000点 |
| 6 | 交換輸血（1回につき） | 5,250点 |
- 注1 輸血に伴って、患者に対して輸血の必要性、危険性等について文書による説明を行った場合に算定する。
- 2 自家採血、保存血又は自己血の輸血量には、抗凝固液の量は含まれないものとする。
 - 3 骨髄内輸血又は血管露出術を行った場合は、所定点数に区分番号D404に掲げる骨髄穿刺又は区分番号K606に掲げる血管露出術の所定点数をそれぞれ加算する。
 - 4 輸血に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤の費用として、第4節に掲げる所定点数を加算する。
 - 5 輸血に伴って行った患者の血液型検査（ABO式及びRh式）の費用として54点を所定点数に加算する。
 - 6 不規則抗体検査の費用として検査回数にかかわらず1月につき197点を所定点数に加算する。ただし、頻回に輸血を行う場合にあっては、1週間に1回に限り、197点を所定点数に加算する。
 - 7 HLA型適合血小板輸血に伴って行ったHLA型クラスI（A、B、C）又はクラスII（DR、DQ、DP）の費用として、検査回数にかかわらず一連につきそれぞれの所定点数に1,000点又は1,400点を加算する。
 - 8 輸血に伴って、血液交叉試験、間接クームス検査又はコンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算、間接クームス検査加算又はコンピュータクロスマッチ加算として、1回につき30点、47点又は30点をそれぞれ加算する。ただし、コンピュータクロスマッチを行った場合は、血液交叉試験加算及び間接クームス検査加算は算定できない。
 - 9 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、26点を所定点数に加算する。
 - 10 輸血に伴って行った供血者の諸検査、輸血用回路及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。
 - 11 輸血に伴って、血液を保存する費用は、所定点数に含まれるものとする。
 - 12 血小板輸血に伴って、血小板洗浄術を行った場合には、血小板洗浄術加算として、580点を所定点数に加算する。

K 9 2 0 - 2	輸血管管理料	
1	輸血管管理料 I	220点
2	輸血管管理料 II	110点
注 1	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血を行った場合に、月 1 回に限り、当該基準に係る区分に従い、それぞれ所定点数を算定する。	
2	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、輸血製剤が適正に使用されている場合には、輸血適正使用加算として、所定点数に、1 においては120点、2 においては60点を加算する。	
3	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において貯血式自己血輸血を実施した場合は、貯血式自己血輸血管理体制加算として、50点を所定点数に加算する。	
K 9 2 1	造血幹細胞採取（一連につき）	
1	骨髓採取	
イ	同種移植の場合	21,640点
ロ	自家移植の場合	17,440点
2	末梢血幹細胞採取	
イ	同種移植の場合	21,640点
ロ	自家移植の場合	17,440点
注 1	同種移植における造血幹細胞提供者又は自家移植を受ける者に係る造血幹細胞採取、組織適合性試験及び造血幹細胞測定のコスト並びに造血幹細胞提供前後における健康管理等に係る費用は、所定点数に含まれる。	
2	造血幹細胞採取に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤のコストとして、第 4 節に掲げる所定点数を加算する。	
K 9 2 1 - 2	間葉系幹細胞採取（一連につき）	17,440点
K 9 2 1 - 3	末梢血単核球採取（一連につき）	17,440点
注	チサゲンレクルユーセルの投与を予定している患者に対して、末梢血単核球採取を行った場合に患者 1 人につき 1 回に限り算定する。	
K 9 2 2	造血幹細胞移植	
1	骨髓移植	
イ	同種移植の場合	66,450点
ロ	自家移植の場合	25,850点
2	末梢血幹細胞移植	
イ	同種移植の場合	66,450点
ロ	自家移植の場合	30,850点
3	臍帯血移植	66,450点
注 1	同種移植を行った場合は、造血幹細胞採取のために要した提供者の療養上の費用として、この表に掲げる所定点数により算定した点数を加算する。	
2	造血幹細胞移植に当たって薬剤を使用した場合は、薬剤のコストとして、第 4 節に掲げる所定点数を加算する。	
3	6 歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、26点を所定点数に加算する。	
4	造血幹細胞移植に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。	
5	同種移植における造血幹細胞移植者に係る組織適合性試験のコストは所定点数に含まれるものとする。	
6	臍帯血移植に用いられた臍帯血に係る組織適合性試験のコストは、所定点数に含まれるものとする。	
7	抗 H L A 抗体検査を行う場合には、抗 H L A 抗体検査加算として、4,000点を	

所定点数に加算する。

8 1のイ及び2のイの場合において、非血縁者間移植を実施した場合は、非血縁者間移植加算として、10,000点を所定点数に加算する。

9 1及び2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において同種移植を実施した場合は、コーディネート体制充実加算として、1,500点を所定点数に加算する。

K922-2 CAR発現生T細胞投与（一連につき） 30,850点

注1 チサゲンレクルユーセルを投与した場合に患者1人につき1回に限り算定する。

2 6歳未満の乳幼児の場合は、乳幼児加算として、26点を所定点数に加算する。

3 CAR発現生T細胞投与に当たって使用した輸血用バッグ及び輸血用針は、所定点数に含まれるものとする。

K923 術中術後自己血回収術（自己血回収器具によるもの）

1 濃縮及び洗浄を行うもの 5,500点

2 濾過を行うもの 3,500点

注1 併施される手術の所定点数とは別に算定する。

2 使用した術中術後自己血回収セットの費用は、所定点数に含まれるものとする。

K924 自己生体組織接着剤作成術 4,340点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己生体組織接着剤を用いた場合に算定する。

K924-2 自己クリオプレシピテート作製術（用手法） 1,760点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、自己クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。

K924-3 同種クリオプレシピテート作製術 600点

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、同種クリオプレシピテートを用いた場合に算定する。

第3節 手術医療機器等加算

区分

K930 脊髄誘発電位測定等加算

1 脳、脊椎、脊髄、大動脈瘤^{りゅう}又は食道の手術に用いた場合 3,630点

2 甲状腺又は副甲状腺の手術に用いた場合 3,130点

K931 超音波凝固切開装置等加算^{くわう} 3,000点

注 胸腔鏡下若しくは腹腔鏡下による手術、悪性腫瘍等に係る手術又はバセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）に当たって、超音波凝固切開装置等を使用した場合に算定する。

K932 創外固定器加算 10,000点

注 区分番号K046、K056-2、K058、K073、K076、K078、K124-2、K125、K180の3、K443、K444及びK444-2に掲げる手術に当たって、創外固定器を使用した場合に算定する。

K933 イオントフォーゼ加算 45点

注 区分番号K300及びK309に掲げる手術に当たって、イオントフォーゼを使用した場合に算定する。

K934 副鼻腔手術用内視鏡加算^{くわう} 1,000点

注 区分番号K350、K352、K352-3、K362-2及びK365に掲げる手術に当たって、内視鏡を使用した場合に算定する。

K934-2 副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器加算 1,000点

注 区分番号K340-3からK340-7まで及びK350からK365までに掲げる手術に当たって、副鼻腔手術用骨軟部組織切除機器を使用した場合に算定する。

K935 止血用加熱凝固切開装置加算 700点

注 区分番号K476に掲げる手術に当たって、止血用加熱凝固切開装置を使用した場合に算定する。

K936 自動縫合器加算 2,500点

注1 区分番号K488-4、K511、K513、K514からK514-6まで、K517、K522-3、K524-2、K524-3、K525、K529からK529-3まで、K531からK532-2まで、K552、K552-2、K645、K654-3の2、K655、K655-2、K655-4、K655-5、K656-2、K657、K657-2、K662、K662-2、K674、K674-2、K675の2からK675の5まで、K677、K677-2、K680、K684-2、K695の4からK695の7まで、K695-2の4からK695-2の6まで、K696、K697-4、K700からK700-3まで、K702からK703-2まで、K705の2、K706、K711-2、K716からK716-6まで、K719からK719-3まで、K719-5、K732の2、K735、K735-3、K735-5、K739、K739-3、K740、K740-2、K803からK803-3まで及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動縫合器を使用した場合に算定する。

2 区分番号K552、K552-2、K554、K555、K557からK557-3まで、K560及びK594の3に掲げる手術に当たって左心耳閉塞用クリップを使用した場合に算定する。

K936-2 自動吻合器加算 5,500点

注 区分番号K522-3、K525、K529からK529-3まで、K531からK532-2まで、K645、K655、K655-2、K655-4、K655-5、K657、K657-2、K702、K703、K719の3、K719-2の2、K719-3、K739、K740、K740-2、K803からK803-3まで及びK817の3に掲げる手術に当たって、自動吻合器を使用した場合に算定する。

K936-3 微小血管自動縫合器加算 2,500点

注 区分番号K017及びK020に掲げる手術に当たって、微小血管自動縫合器を使用した場合に算定する。

K937 心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器加算 30,000点

注 区分番号K552-2に掲げる手術に当たって、心拍動下冠動脈、大動脈バイパス移植術用機器を使用した場合に算定する。

K937-2 術中グラフト血流測定加算 2,500点

注 手術に当たって、機器を用いてグラフト血流を測定した場合に算定する。

K938 体外衝撃波消耗性電極加算 3,000点

注 区分番号K678及びK768に掲げる手術に当たって、消耗性電極を使用した場合に算定する。

K939 画像等手術支援加算

1 ナビゲーションによるもの 2,000点

注 区分番号K055-2、K055-3、K080の1、K081の1、K082の1、K082-3の1、K131-2、K134-2、K136、K140からK141-2まで、K142（6を除く。）、K142-2の1及び2のイ、K142-3、K151-2、K154-2、K158、K161、K167、K169からK172まで、K174の1、K191からK193まで、K2

- 35、K236、K313、K314、K340-3からK340-7まで、K342、K343、K350からK365まで、K511の2、K513の2から513の4まで、K514の2、K514-2の2、K695、K695-2並びにK697-4に掲げる手術に当たって、ナビゲーションによる支援を行った場合に算定する。
- 2 実物大臓器立体モデルによるもの 2,000点
注 区分番号K055-2、K055-3、K136、K142の6、K142-2、K151-2、K162、K180、K227、K228、K236、K237、K313、K314の2、K406の2、K427、K427-2、K429、K433、K434及びK436からK444までに掲げる手術に当たって、実物大臓器立体モデルによる支援を行った場合に算定する。
- 3 患者適合型手術支援ガイドによるもの 2,000点
注 区分番号K082及びK082-3に掲げる手術に当たって、患者適合型手術支援ガイドによる支援を行った場合に算定する。
- K939-2 術中血管等描出撮影加算 500点
注 手術に当たって、血管や腫瘍等を確認するために薬剤を用いて、血管撮影を行った場合に算定する。
- K939-3 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算 450点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、手術の前に療養上の必要性を踏まえ、人工肛門又は人工膀胱を設置する位置を決めた場合に算定する。
- K939-4 削除
- K939-5 胃瘻造設時嚥下機能評価加算 2,500点
注1 区分番号K664に掲げる手術に当たって、嚥下機能評価等を実施した場合に算定する。
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関において実施される場合は、所定点数の100分の80に相当する点数により算定する。
- K939-6 凍結保存同種組織加算 81,610点
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、心臓、大血管、肝臓、胆道又は膵臓の手術に当たって、凍結保存された同種組織である心臓弁又は血管を用いた場合に算定する。
- K939-7 レーザー機器加算
- 1 レーザー機器加算1 50点
2 レーザー機器加算2 100点
3 レーザー機器加算3 200点
注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、レーザー照射により手術を行った場合に算定する。
2 1については、区分番号K406（1に限る。）、K413（1に限る。）、K421（1に限る。）、K423（1に限る。）及びK448に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
3 2については、区分番号K413（2に限る。）に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
4 3については、区分番号K406（2に限る。）、K409、K411、K421（2に限る。）、K423（2に限る。）、K451及びK452に掲げる手術に当たって、レーザー手術装置を使用した場合に算定する。
- K939-8 超音波切削機器加算 1,000点
注 区分番号K443、K444及びK444-2に掲げる手術に当たって、超音波

切削機器を使用した場合に算定する。

第4節 薬剤料

区分

K940 薬剤 薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする

注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。

2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。

第5節 特定保険医療材料料

区分

K950 特定保険医療材料 材料価格を10円で除して得た点数

注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。